

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		DPT-IPV-Hib		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	DPT-IPV-Hib	接種対象者	百日せきの流行に伴い、DPTの需要が拡大し、また、出荷調整のため各医療機関から希望者に接種できない旨の連絡が入る。小児に対しては、4種または5種混合を接種してもよいかの質問も多く寄せられる。 定期予防接種の対象者への影響が懸念もされることと、小児科学会でも推奨していないことから、問い合わせにたいしては接種しないように伝えているところであるが、今後このような状況が続く場合、ハイリスクの基礎疾患がある小児に対しての追加接種を検討する余地はあるのでしょうか？	どのような接種を具体的にお尋ねになられているか明らかではないため、回答は困難ですが、いずれにせよ、省令に定められた接種でなければ、定期接種として取り扱うことはできません。
2	DPT-IPV-Hib	接種対象者	「4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能」とQAで回答されていますが、市民の方がこの回答を見れる情報(インターネット上)はないでしょうか。厚生労働省のホームページに掲載予定はありますか？	以下の事務連絡に記載があります。 https://www.mhlw.go.jp/content/001526938.pdf
3	DPT-IPV-Hib	接種方法	四種混合ワクチンの在庫がない場合、五種混合ワクチンへの切り替えが可能だが、すでにヒブを4回完了している者が五種混合ワクチンを接種した場合、ヒブが過剰接種となるが、特別な安全上の懸念はないと判断してよいか。	科学的知見が十分あるわけではないですが、明らかに有害という知見もありません。
4	DPT-IPV-Hib	接種方法	四種混合の接種回数よりヒブの接種回数が多い場合(四種3回・ヒブ4回、四種1回・ヒブ3回など)の四種混合と五種混合の切り替えについて、令和6年度第5回予防接種自治体説明会後Q&Aの通し番号3において、省令上は定期接種として取り扱うことは可能という記載があるが、ヒブの成分が規定回数である4回を超える可能性(5~8回分になる可能性)があり、それを踏まえた上で定期接種として取り扱ってもよいという認識で間違いはないか。 また、上記の場合で安全性については問題ないという認識で間違いはないか。	Hibワクチンの既接種回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。科学的知見が十分あるわけではないですが、明らかに有害という知見もありません。
5	DPT-IPV-Hib	接種方法	Hibワクチン接種が完了して四種混合ワクチンの残回数ある場合、四種混合がなければ、「三種混合と不活化ポリオ」の接種になると思われるが、三混が入手困難な場合どうすれば良いか。	5種混合ワクチンを用いて、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を完了してください。
6	DPT-IPV-Hib	接種方法	令和6年度第5回予防接種自治体向け説明会において、「4混及びHib ワクチンの接種回数が異なる場合については(略)成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう接種してください。」とあるが、今後、4種混合ワクチンの販売終了や3種混合ワクチンの限定出荷等の理由から4種混合ワクチンも3種混合ワクチンも手に入らない場合、どのように接種すればよいか。 仮に、既にHibワクチンの接種を4回、4種混合ワクチンを2回接種している者に対して、定期接種として4種混合の残りの回数を5種混合ワクチンで接種することは可能か。	可能です。
7	DPT-IPV-Hib	接種方法	(今までに、予防接種を1度も接種していない1歳9カ月児)Hibは実施規則で1歳から4歳は、1回接種となっているため、五混接種では、Hibが過剰接種になってしまうのではないのでしょうか。今回は四混4回分とHib1回分の予診票で対応しました。今後四混が製造終了に伴い、今回のように1歳を過ぎている方に対して、五混で対応するののか、三混、ポリオ、Hibで対応すべきかご教示ください。	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及びポリオで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。子細については自治体にて検討いただき、被接種者またはその保護者への説明・ご理解を得た上で判断してください。
8	DPT-IPV-Hib	接種方法	ヒブが完了、4種混合が未完了の方に対して、4種混合ワクチン及び3種混合ワクチン、ポリオワクチンが用意できない場合、5種混合ワクチンにて接種することは可能か	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	DPT-IPV-Hib
------	-------------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
9	DPT-IPV-Hib	接種方法	令和6年度第3回予防接種自治体向け説明会QAにて、「4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種することは、省令上は定期接種として取り扱うことが可能ですが、基本的には4種混合ワクチン等を入手して接種を行うことが望ましいと考えます。」と回答があったかと思えます。 ヒブが過剰になった場合でも、定期接種として5種混合の接種が認められる場合には、どこまでの範囲での過剰が認められるかご教授いただければ幸いです。 (極端な例ですが、ヒブワクチンのみ4回終了して、4種混合ワクチンが未接種の方の場合は、ヒブ4回分が過剰になる場合でも5種混合での接種は定期接種として認められますでしょうか。)	既に接種された乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの回数によらず、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
10	DPT-IPV-Hib	接種方法	Hibを4回、四種混合を3回接種済の者に対して四混の追加接種を行う場合に、四混ワクチンが入手困難であるとき、五種混合ワクチンを接種する方法だとHibが過剰(5回)となっても定期接種として認められるのか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
11	DPT-IPV-Hib	接種方法	4種混合ワクチンの販売が中止された。ヒブの接種が完了している者で、4種混合接種が3回のみ接種している者へ、4種混合追加接種を5種混合で接種してはいけないという規定はないと聞いているが、メーカーでは、安全性が保証されていないという回答である。このケースの判断は、医師の判断としてよろしいでしょうか。	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
12	DPT-IPV-Hib	接種方法	交互接種する場合の有効性・安全性に関するデータはありますか。	科学的知見が十分あるわけではないですが、審議会での専門家を交えた議論を踏まえて明らかに有害という知見もないことから、判断しています。
13	DPT-IPV-Hib	接種方法	Hibワクチンを4回接種済みで4種混合が0回だった場合、5種混合ワクチンを4回接種しても問題ないか。(4種混合と3種混合ワクチンが入手困難な為)	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
14	DPT-IPV-Hib	接種方法	ヒブの接種が完了し、四種混合の接種が完了していない方で、四種混合ワクチンの在庫がなく、四種混合の接種ができない場合も、五種混合を接種することは不可という認識でよろしいか。又は医師の医学的判断により接種自体は可ということもあり得るか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
15	DPT-IPV-Hib	接種方法	医療機関において4種混合ワクチン(DPT-IPV)及び3種混合ワクチン(DPT)の入手が困難な場合、4種混合ワクチンとHibの接種回数が異なり、Hibの接種回数が多い被接種者(例:4種2回、Hib3回)に対して、5種混合ワクチンを接種することは適当か。また、その場合、定期予防接種として取り扱ってよろしいか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
16	DPT-IPV-Hib	接種方法	4種混合とヒブで接種を開始し、ヒブの接種が4回終了している場合において、4種混合の製造販売が終了となり、3種混合も在庫が少ない現状の中、5種混合を接種した場合、ヒブが過剰接種となるが、科学的知見がない中で、接種方法として周知してよいのか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能であり、構いません。
17	DPT-IPV-Hib	接種方法	4種混合が入手できなくなった状況において、かつ5種混合ワクチンへ切り替える場合。 (標準的な接種には該当しない場合もあるが) ①4種混合1期初回1回・Hib初回2回接種した者 ②4種混合1期初回2回・Hib初回3回接種した者 ③4種混合1期初回3回・Hib接種完了した者 ①から③の接種を5種混合ワクチンで実施することは自治体の判断で問題ないとして良いか？ また、今後医療機関向けに通知はあるのか？	省令上は定期接種として取り扱うことは可能であり、市町村長が、やむを得ない事情があると認めたとであれば、定期接種としても構いません。 医療機関に対しては、「4種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について」(令和7年7月25日事務連絡)を管下の医療機関に周知してください。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	DPT-IPV-Hib
------	-------------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
18	DPT-IPV-Hib	接種方法	3種混合・4種混合が入手できない状況で、ヒブの第1期が完了し、4種混合の第1期の追加接種が残っている者に対して、自治体が認めればHib感染症に対する予防接種の接種回数が過剰にはなるが、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施した場合も定期接種として認めてもかまわないとして解釈してもよいか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
19	DPT-IPV-Hib	接種方法	4種混合ワクチンの販売中止に伴い、交差接種となる人がいると考えられ、その対象者には「添付文書に定められる接種回数以上の回数接種した場合の科学的知見が明らかになっていない」ということを医師が説明されると考えられるが、それに対して対象者から大丈夫か？など反応があった場合に、どのように対応したらよいか教えていただけると幸いです。	科学的知見が十分あるわけではないですが、明らかに有害という知見もありません。この点も踏まえ被接種者またはその保護者に対して、予防接種の有効性、安全性、副反応について説明を行ってください。
20	DPT-IPV-Hib	接種方法	厚生労働省から、4種混合ワクチン販売終了に伴い、接種方法について等、今後通知はありますか。	「四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について」(令和7年7月25日事務連絡)の通りです。
21	DPT-IPV-Hib	接種方法	4種混合ワクチンと5種混合ワクチンの交互接種について、同一メーカーのワクチンでの接種が望ましいのかご教示ください。例)テトラビック(阪大微研)→ゴービック(阪大微研)。クアトロバック(K Mバイオロジクス)→クイントバック(K Mバイオロジクス)。	同一メーカーが望ましいが、あくまで原則であることに留意してください。
22	DPT-IPV-Hib	接種方法	令和6年度第5回予防接種自治体向け説明会後の質問回答No.3について確認です。四種混合(DPT-IPV)を3回、ヒブを4回接種し、四種混合が1回不足している場合、医療機関で”四種混合”及び”三種混合+不活化ポリオワクチン”が入手困難な場合は、四種混合ワクチンの成分に対する予防接種として五種混合(DPT-IPV-Hib)を接種しても定期接種として取り扱うことは可能という認識で問題ないですか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
23	DPT-IPV-Hib	接種方法	1、2回目をクイントバックで、3回目をゴービックで接種した場合、4回目はどちらのワクチン使用すべきですか。	市町村の判断で結構です。
24	DPT-IPV-Hib	接種方法	5種混合ワクチンについて、クイントバックとゴービックの交互接種について、原則同じワクチンで接種することとなっています。転入された方の5種混合の接種が、1回目ゴービック、2回目ゴービック、3回目クイントバックとなっている場合、追加(4回目)の接種は、ゴービックとクイントバックのどちらがおすすめでしょうか。回数が多いゴービックの方がよいのか、追加接種に近い3回目の接種に合わせてクイントバックを接種した方がよいのかご教示ください。	市町村の判断で結構です。
25	DPT-IPV-Hib	接種方法	クイントバックとゴービックの交互接種の安全性、有効性についてご教示ください。	四種混合ワクチン及びHibワクチンの追加接種に五種混合ワクチンを用いることについて、いずれの製剤についても互換性が評価・確認されています。詳細は製造販売業者が情報提供しており、照会してください。
26	DPT-IPV-Hib	接種方法	四種混合ワクチンの入手ができなかった際についての要望になります。四種混合ワクチンとHibワクチンの接種間隔や接種回数が異なった場合の接種方法等について、場合分けをした詳細な資料を提示していただきたい。	「四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について」(令和7年7月25日事務連絡)でお示した通りです。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		DPT-IPV-Hib		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
27	DPT-IPV-Hib	接種方法	4種混合を3回、ヒブを4回接種している場合は、3種混合と不活化ポリオで対応するのか。	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及びポリオで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
28	DPT-IPV-Hib	接種方法	5歳を過ぎた場合もヒブ及び混合接種が未接種の場合、5種混合ワクチンを合計4回定期予防接種として接種するのは可能でしょうか。(ヒブ単独ワクチンの定期接種年齢を過ぎている場合)	生後90月までの間に行う接種に関しては、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
29	DPT-IPV-Hib	接種間隔・期間	初回接種として同時接種ですでに4混3回、ヒブ3回を接種した方が、やむを得ず5混で追加接種を行う場合の間隔は、 ①初回接種3回目から「6か月以上あける」または「7か月以上あける」のどちらが正しいか。 ②「7か月以上あける」が正しい場合、7か月未満で接種した場合は、接種間隔の間違いとなるか。	初回接種終了後6ヶ月以上の間隔を開けてください。
30	DPT-IPV-Hib	接種間隔・期間	4種混合ワクチンと単味のヒブワクチンで接種を開始し、4種混合ワクチンは第1期初回接種終了まで終了(計3回接種済み)、ヒブワクチンは第1期追加接種まで終了(計4回接種済み)している方について、お伺いします。 4種混合ワクチンの販売終了に伴い、入手困難となった場合、4種混合ワクチンの成分を3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチン、もしくは5種混合ワクチンで接種することについて、定期接種として取り扱うことは差し支えない旨、令和6年度第5回予防接種自治体向け説明会後のQAにてご回答いただいているかと思えます。 4種混合ワクチンの成分を3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチン、もしくは5種混合ワクチンで接種する場合の接種間隔をご教示ください。 (例：第1期追加接種として5種混合ワクチンを接種する場合、最後に接種した4種混合ワクチンやヒブワクチンとの接種間隔)	後から接種する5種混合ワクチン、あるいは3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンから見て、直前の初回接種を終了した4種混合ワクチンとの接種間隔が6月以上になるようにしてください。
31	DPT-IPV-Hib	接種間隔・期間	4種混合ワクチン+ヒブワクチンを初回3回接種済の方が、ヒブワクチンを初回接種7カ月後に追加接種。その後、4種混合ワクチンがなくなったため5種混合ワクチンに切り替えとなった場合、接種間隔をどのように考えると良いか。(ヒブワクチンが過剰接種となる場合の、接種間隔について細かく教えていただきたいです。)	後から接種する5種混合ワクチンから見て、直前の初回接種を終了した4種混合ワクチンとの接種間隔が添付文書通り(6月以上)になるようにしてください。
32	DPT-IPV-Hib	接種間隔・期間	4種混合ワクチン+ヒブワクチンを初回3回接種済の方が、追加接種が5種混合ワクチンに変更になる場合。初回3回接種後の接種間隔は6カ月後(5種混合の接種間隔)に接種可能と考えるか。7カ月後(ヒブワクチンの接種間隔)に接種可能と考えるのか。	後から接種する5種混合ワクチンから見て、直前の初回接種を終了した4種混合ワクチンとの接種間隔が添付文書通り(6月以上)になるようにしてください。
33	DPT-IPV-Hib	接種間隔・期間	ヒブワクチンと4種混合ワクチンの初回1回目を生後7か月から接種開始している児について。初回2回目まで接種が済み、次の接種はヒブワクチンが追加・4種混合ワクチンが初回3回目となる。やむを得ない事情で5種混合ワクチンに切り替えた場合の接種間隔は20日以上又は6月以上のどちらになるのかご教示ください。	初回接種3回目の四種混合ワクチンの成分に対する予防接種として、5種混合ワクチンを、直前の四種混合ワクチンの接種から20日以上開けて初回接種3回目として接種し、引き続き6月以上の間隔を開けて追加接種として接種してください。
34	DPT-IPV-Hib	副反応	4混終了後、Hibが完了している場合5混を選択するとHibの過剰接種となり安全性が確率していないとされているが、やむなく5混で接種された方のその後報告はありますか。	現時点では特に報告を受けていない。
35	DPT-IPV-Hib	研究・開発	他のワクチンを追加し、6種、7種へと切り替わる予定はありますか。	現時点では具体的に予定されていません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	DPT-IPV-Hib
------	-------------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
36	DPT-IPV-Hib	その他	Hibワクチンと4種混合ワクチンの接種回数異なる者に対し、少ない方のワクチンの残りの回数を5種混合ワクチンで接種した場合、多い方のワクチン成分でみた場合の接種回数が通常の回数より多くなることが考えられる。Hibワクチンの成分を5回分以上接種した場合の安全性を示すデータ等があればご教示いただきたい。	科学的知見が十分あるわけではないですが、明らかに有害という知見もありません。
37	DPT-IPV-Hib	その他	4種混合とヒブをそれぞれ3回終了している者。5歳を過ぎた場合、4種混合が入手できなかったら5種混合を接種しても差し支えないか。	生後90月までの間であれば定期接種として取り扱うことが可能です。
38	DPT-IPV-Hib	その他	4種混合ワクチンを3回、Hibワクチンを4回受けている方に対し5種混合ワクチンを接種することは定期接種として認められると回答をいただいたが、この場合Hibの規定回数以上の接種となり、科学的知見がなく、医師によっては当該接種方法に疑問を抱く方もいる。これを踏まえ、今回のような5種混合ワクチンを使用し規定回数以上の接種となる場合でも定期接種として認めた経緯をお示しいただきたい	審議会における専門家の議論を経たものです。
39	DPT-IPV-Hib	その他	四種混合との交互接種について 安全性や有効性について、新たな知見があればご教示ください。	前回の自治体向け説明会以降、新たな知見は特に承知していません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		DPT-IPV		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	DPT-IPV	接種方法	四種混合ワクチンを第1期初回の2回目まで接種しており、かつ、Hibワクチンを第1期追加接種まで完了している者について、四種混合ワクチンも三種混合ワクチンも入手できない場合、Hibワクチンが2回過剰となってしまうが五種混合ワクチンで第1期初回の3回目と第1期追加接種を完了させてもよいでしょうか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
2	DPT-IPV	接種方法	4種混合ワクチンを3回、ヒブを4回接種している者が、4種混合の追加接種時に当該ワクチンが入手できない場合の対応についてご教示願いたい。(例えば、3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンを用いて追加接種をする等は可能か、定期接種として認められる方法をご教示頂きたい。)	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
3	DPT-IPV	接種方法	ヒブワクチンの追加接種(4回目)までの接種が完了し、四種混合ワクチン接種が1期追加まで接種が完了していない者に対して、五種混合ワクチンで接種を実施したとして、省令上は定期接種として取り扱うことは可能とあったが、その場合は予防接種の間違いにあたらないと認識してよいのか。	定期接種の実施主体は市区町村長であるため、接種時等の状況等を鑑み予防接種法等の関係法令を遵守したうえで市区町村長で間違い接種に当たるか否かの判断をお願いいたします。
4	DPT-IPV	接種方法	四種混合ワクチンが販売中止となったが、Hibワクチンの接種が先に完了しており五種混合ワクチンを接種するとHibワクチンの成分が過剰になってしまう場合、どのように対応すれば良いか。なお、三種混合ワクチンの供給不足により三種混合ワクチン+ポリオワクチンの接種は困難な状況である。	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
5	DPT-IPV	接種方法	4種混合ワクチンの生産が終了しているため、在庫がなくなった場合の対応について伺います(ヒブが4回接種済で4種混合のみ接種が完了していない方)。 以下の対応でよろしいでしょうか。 ①3種混合ワクチン+不活化ポリオを接種 ②医療機関において、3種混合ワクチンの入手が困難な場合は、5種混合を接種	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。運用の子細については自治体にてご確認ください。
6	DPT-IPV	接種方法	接種時期の遅れによりヒブワクチンを合計3回(初回接種2回、追加接種1回)で接種完了としている者が、4種混合ワクチンを3回まで打ち終わった後、4種混合ワクチンの在庫がないので5種混合ワクチンを接種した場合はヒブの成分は超過扱いになるか。	Hibワクチンの接種済回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
7	DPT-IPV	接種方法	ヒブを4回接種完了、4種混合ワクチンを1回のみ接種している者がいるとする。4種混合ワクチンの在庫がなくなり5種混合ワクチンを1回接種した後、残り回数の接種方法をDPT+ポリオに切り替えることは可能か。 また逆にDPT+ポリオを1回接種した後、5種混合ワクチンへの切り替えは可能か。	いずれの方法であっても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。市町村長が、やむを得ない事情があると認める場合には、予防接種実施要領第2の1(15)に基づき、ご提案の方法で接種を行っていただいても差し支えありません。
8	DPT-IPV	接種方法	ヒブワクチン完了・四種混合3回接種の方が多くの方については、三種混合+単味ポリオで対応可と思うが、百日咳の流行で三種混合ワクチンが限定出荷となっている。 接種年齢を過ぎてしまった方に対し、キャッチアップなどの対応は検討しているか。	現時点では検討しておりません。
9	DPT-IPV	接種方法	4種混合ワクチンの供給停止後、ヒブは4回接種済で5種混合に切替できない場合は、どのように対応したらよいかご教示ください。	Hibワクチンの接種済回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		DPT-IPV		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
10	DPT-IPV	接種方法	厚生労働省開催の令和6年度第5回予防接種自治体向け説明会の「質問への回答」通し番号31にて、「4種混合ワクチンの市場流通が終了し、仮に4種混合ワクチンを手でできなくなった状況で、Hib感染症に対する第1期の追加接種まで完了し、4種混合ワクチンの第1期の追加接種の接種が残っている者に対して、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンを用いて接種を行った場合、定期接種として取り扱うことは可能か。」という照会に対し、「4種混合ワクチンが入手できない場合について、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。」との回答があるが、これは、Hibワクチンの成分が定期接種に規定される回数を超える(5回以上の接種)こととなっても、自治体の判断で定期接種として取り扱うことができ、間違い接種として扱わなくても差し支えないという認識で相違ないか。	相違ありません。
11	DPT-IPV	接種方法	今夏より販売が終了するにあたり、現在五種混合への切り替えの間合せが多くなっているが、これについては、現状四種混合とヒブの接種回数が違う場合は、五種混合への切り替えは定期としては認めていない形となっているが、今後これについて、国として可とする方針はあるのか、販売中止以降も見解は変わらないのかをお聞きしたい。なお、自治体判断ではなく、きちんと方向性を示してもらいたい。	Hibワクチンの接種済回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。 このことは、「四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について」(令和7年7月25日事務連絡)でも各自治体に周知しております。
12	DPT-IPV	接種方法	R6年度No.13にて質問があったが、5種混合・4種混合ワクチンで「同一種類のワクチンを必要回数摂取すること」とあるが、ここでの同一種類とは、4種・5種のことなのか、メーカーということなのか。	当該記載においては同一メーカーのことを指すが、いずれであっても、市町村で判断される場合には、四種混合ワクチンの成分の摂取を五種混合ワクチンを用いて行っていただくことが可能です。
13	DPT-IPV	接種方法	四種混合ワクチンについて、クアトロバック及びテトラバックが在庫消尽をもって製造中止するとされている。これまで四種混合ワクチンを接種していた方で、医療機関に在庫がなく四種混合ワクチンの接種ができない場合かつヒブワクチンの接種回数の方が多い場合の接種切り替え方法について教えて欲しい。	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。その際、後から接種する5種混合ワクチンから見て、直前の4種混合ワクチンとの接種間隔が添付文書に定められたものとなるよう、必要な日数を確保する必要がありますことにご留意ください。
14	DPT-IPV	接種方法	4種混合ワクチン製造中止に伴い、ヒブワクチンとの回数が合わない場合、DPTワクチンと、IPVワクチンを使用した接種も考えられます。DPTワクチンの接種者増で、ワクチン不足もありますが、そういった接種方法を考えても構いませんか。(IPVのワクチンは足りますか)	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
15	DPT-IPV	接種方法	四種混合ワクチンの在庫消尽後、五種混合ワクチンを追加で接種するとヒブワクチンの回数が過剰になる場合、三種混合ワクチン、不活化ポリオで対応するとなっていますが、三種混合ワクチンも入手困難であるため、その場合はどうしたらよいか。ヒブワクチンの接種回数が過剰になってもよいか。	Hibワクチンの既接種回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
16	DPT-IPV	接種方法	240207第3回新型コロナウイルスワクチン体制確保事業_自治体説明会質疑ver2の12)において、「4種混合ワクチン及びHibワクチンに含まれる各成分について、添付文書に定められる接種回数を超える接種をした場合の科学的知見が明らかになっていないことから、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう接種を行ってください。」との記載がありました。Hibワクチンは4回接種し完了、4種混合ワクチンは3回接種まで1期追加が1回残っている場合に、5種混合ワクチンを接種するとHibワクチンが過剰接種となります。以前の質疑応答で、4種混合ワクチンの在庫がなくなった場合でのヒブワクチン完了した方の接種について、「4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種することは、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。」とのことでしたが、身体的に問題はないのでしょうか。安全性を示す治験等のデータはあるのかご教示下さい。 3種混合ワクチンの供給状況を見ると、今後、5種混合で摂取せざるを得ない場合があるかと思えます。在庫がなくなり4種混合ワクチンでの接種ができなくなった場合、残りの4種混合1期追加をどのように接種したらよいでしょうか。	科学的知見が十分あるわけではないですが、明らかに有害という知見もありません。4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		DPT-IPV		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
17	DPT-IPV	接種方法	四種混合ワクチンの流通が少なくなっている状況の中、Hibを接種完了している者が、四種混合ワクチンがないため接種できなかった場合、五種混合を接種してもよいか。(Hibが5回目の接種となるが公費として対象となるか) ※三種混合ワクチン+不活化ポリオワクチンもなかった場合の想定です。	4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
18	DPT-IPV	接種方法	4種混合とHibの接種対象者が、Hibの追加まで終了しており、4種混合ワクチンがなく4種混合の追加接種ができない場合、どのワクチンを接種することが可能か。	5種混合ワクチンあるいは3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンでの接種は、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
19	DPT-IPV	接種方法	・令和7年5月19日厚生労働省通知文「百日せきの流行状況等を踏まえた、定期の予防接種の実施及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの安定供給に係る対応について」 本市で対応に悩んでいる事例があるためご質問いたします。1歳11か月児で、Hibと四種混合を標準的な月齢で接種開始しており、2回目までは1歳未満で接種完了していますが、3回目が現時点で未接種です。ワクチンごとに考えれば、Hibは1歳を過ぎているため追加接種で完了。四種混合は3回目と追加が可能です。今後四種混合ワクチンが終了することを踏まえて、 ①Hibと四種混合の接種回数が2回と同様のため、接種漏れとはとらえず、3回目から五種混合に切り替えて追加まで接種しても良いのか。 ②別々のワクチンで対応していく方針とするか？Hibワクチンは1回(追加接種)。四種混合は2回接種(初回3回目と追加接種)通知文には接種漏れについては記載はありません。国ではどのようなお考えなのかをご教示いただきたいです。	①の方針で差し支えありません。
20	DPT-IPV	接種方法	4種混合ワクチンの市場流通が終了し4種混合ワクチンが入手できなくなった場合、Hibは第1期追加接種まで終了し4種混合の第1期追加接種が残っている者に対して、4種混合の追加接種に5種混合ワクチンを使用すればHibの回数が過剰になってしまうが接種してもいいか。その場合は、5種混合ワクチンではなく3種混合ワクチン+単味の不活化ポリオワクチンで接種するべきか。	Hibワクチンの既接種回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンで接種した場合も、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
21	DPT-IPV	接種方法	4種混合ワクチンから5種混合ワクチンへの切り替えに際し、「4種混合ワクチンが入手できない場合について、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能」という厚生労働省からの回答がありました。ヒブワクチンと4種混合ワクチンの接種回数が3回以下で、4種混合ワクチンの接種回数の方が少ない場合も、5種混合ワクチンでの接種が可能か。また、可能な場合、ヒブワクチンが過剰になるがよいか。	Hibワクチンの既接種回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
22	DPT-IPV	接種間隔・期間	第2各論1(19)によると、「四種混合を旧規則に規定する接種の間隔を超えた接種であって、改正省令による改正後の実施規則に規定する要望接種に相当する接種を受けた者は…」とあるが、これは、例えば令和4年度中に四種混合初回接種を生後2か月に受けた者が、その当時は定期接種として認められなかったものの、規則が改正された令和5年度以降、遡って定期接種として認めるということか。	自治体の判断で認めていただいて差し支えございません。
23	DPT-IPV	研究・開発	4種混合ワクチンの販売が終了しましたが、接種未完了の方がまだいます。ヒブが4回接種完了している場合、3種混合もなかなか手に入らないという声が医療機関からあります。再製造、販売の可能性はありませんか。	製造販売業者から四種混合ワクチンの再販等については聞いていません。
24	DPT-IPV	その他	「3回目までを四種混合を受けてHib追加分接種済みの人」について。 四種混合ワクチンの販売停止によりワクチンの接種ができない場合、追加分のみ五種混合ワクチンを代わりに接種してよいのか？	Hibワクチンの既接種回数によらず、4種混合ワクチンの成分に対する予防接種を5種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	DPT-IPV
------	---------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
25	DPT-IPV	その他	4種混合ワクチン不足の為、接種できない人が多数いるが、今後の供給状況について確認したいです。	4種混合ワクチンについては、製造2社それぞれから販売中止の旨案内されております。今後につきましては、令和7年7月25日付事務連絡でお示している内容を踏まえてご対応をお願いします。 https://www.mhlw.go.jp/content/001526938.pdf
26	DPT-IPV	その他	5種混合ワクチンの定期接種化に伴い、ワクチンメーカーが4種混合ワクチンの製造販売を終了しているが、これによって、4種混合ワクチンで接種を開始した方が同一ワクチンにて接種を完了することができない状況が生じている。 このことに関して、新たなワクチンが定期接種化される際、新たなワクチンに置き換わることとなるワクチンを、いつまで製造販売するのかについて、国からワクチンメーカーに対して指導等を行うことがあるのか、御教示ください。	切替等に伴う消見込みについては、必要に応じてワクチンメーカーにヒアリングを行っております。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		DPT		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	DPT	接種対象者	百日ぜき流行を背景に2期DTをDPTにしたい希望が例年より多い印象ですが、定期がDTからDPTに変わる可能性はあるでしょうか	審議会において検討されたが、重症化しやすい乳児に対する予防効果が大きくないことが課題と指摘されており、引き続き科学的知見を収集することとしており、可能性は否定しませんが、定期接種化に向けた具体的な検討は、現時点では行われていません。
2	DPT	接種対象者	11歳から13歳までの対象者で、もし、DPTワクチンとなった場合の対象者は、新規対象者のみになるのか、13歳に達していないDT未接種対象者は、経過措置的に、DPTワクチンを接種してよいことになるのか。	学童期の児に対するDPTを用いた定期接種は、現状予定されておらず、仮定の質問には回答できません。
3	DPT	接種対象者	百日咳が全国的に流行している。以前から日本小児科学会では小学校就学前と11～12歳で三種混合ワクチン接種を勧奨しているが、定期接種への追加、既存の二種混合の見直しなどを行う考えはあるか。	審議会において検討されたが、重症化しやすい乳児に対する予防効果や費用対効果の観点における課題が指摘されたため、引き続き科学的知見を収集することとしています。
4	DPT	接種方法	4種混合ワクチンの製造販売終了、および令和7年5月19日感予発0519第1号の通知を受けた質問です。 4混と単味のヒブで接種を開始し、ヒブの方が4混よりも接種済回数が多い場合、DPTと単味のポリオで接種することによりヒブと接種回数を揃えることを想定しています。通知によると「三種混合ワクチンを用いた接種は必要最低限とさせていただきます」とのことですので、回数が揃った後は、5混に切り替えて完了してよいですか。それとも、DPT・単味のポリオ・単味のヒブで完了する方がよいですか。 なにか指針があればご教示ください。	市町村長が認める場合には、いずれの方法でも接種は可能ですが、通知の通り、今般の三種混合ワクチンの供給不安定を鑑み、三種混合ワクチンを用いる方法は必要最低限とさせていただきます。
5	DPT	接種方法	百日咳が増えている状況で、医療機関から任意接種として三種混合ワクチンについての問い合わせが増えてきている。 日本小児科学会では、百日咳抗体価が10歳未満で低下することから、就学前の追加接種としてDPTを接種することを推奨している。また、百日咳予防目的に、DT2期の代わりに、DPTを接種してよいとしている。 定期接種の対象として、就学前や11歳～12歳を検討をしているか。	審議会において検討されたが、重症化しやすい乳児に対する予防効果が大きくないことが課題と指摘されており、引き続き科学的知見を収集することとしています。
6	DPT	接種間隔・期間	四種混合ワクチン販売中止に伴い、四種混合ワクチン接種者が三種混合ワクチンに切り替える場合の接種間隔は①初回接種(1・2・3回目)中に切替:前回の注射から20日以上の間隔をおく(標準的には3～8週間の間隔)、②追加接種(通算4回目)で切替:初回接種終了後6月以上の間隔をおく(標準的には12月から18月までの間隔)という認識でよろしいか。	その理解で差し支えありません。
7	DPT	その他	令和4年8月4日のワクチン評価に関する小委員会において、二期接種にてDPTワクチンを使用することが検討されているとあったが、現段階で今後法定接種として混合接種第2期にDPTワクチンを取り扱う予定はあるか。	現段階ではありません。
8	DPT	その他	百日咳の流行に伴い、混合接種の2期として現在定期接種であるDTからDPTへの変更を検討していますか？	審議会において検討されたが、重症化しやすい乳児に対する予防効果が大きくないことが課題と指摘されており、引き続き科学的知見を収集することとしています。
9	DPT	その他	百日せきが流行っており、11歳～13歳未満の者に2種混合ではなく3種混合ワクチンを推奨しているが、3種混合ワクチン定期化の見込みはありませんか。	審議会において検討されたが、重症化しやすい乳児に対する予防効果が大きくないことが課題と指摘されており、引き続き科学的知見を収集することとしています。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	DPT
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
10	DPT	その他	百日咳の感染者数が増えているが、百日咳ワクチンの定期化の予定はあるのか。	既に定期接種化されています。
11	DPT	その他	百日咳が流行していることもあり、任意で3種混合を2期対象が接種した場合でも定期ではなく、任意接種となるのか	ご認識の通りです。
12	DPT	その他	年長時にDPTの接種を行うことを医師(日本小児科学会)が推奨しているが、当該接種を定期接種として扱う予定はあるか。	現段階ではありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	DT
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	DT	接種対象者	第1期の予防接種を完了していない対象者が、第2期の予防接種を希望した場合、第2期の定期予防接種として実施してよいでしょうか。	第1期の接種状況に依らず、第2期の予防接種の接種対象者が接種を希望された場合、第2期の接種は可能です。
2	DT	接種対象者	令和6年度の説明会において、混合接種第2期(DT)についての質問があったが、百日咳の流行を受け、DPTワクチン使用について検討状況の進展はあったか。	現時点でお示しできるものではありません。
3	DT	接種方法	DTをDPTに代えて接種することを小児科学会等が提唱していますが、今後、定期予防接種としての混合接種第2期をDPTに変更する可能性はありますか。	現時点でお示しできるものではありません。
4	DT	接種方法	対象者が第1期の所定の回数を受けていない場合の接種方法について教えてほしい。 四種混合とHibの接種回数が違う場合など、具体的に例を示してほしい。 また、四種混合の販売終了、三種混合の限定出荷の現状も踏まえて助言いただきたい。	第1期の接種状況に依らず、第2期の予防接種の接種対象者が接種を希望された場合、第2期の接種は可能です。 四種混合の販売終了、三種混合の限定出荷の現状も踏まえ、今後につきましては、令和7年7月25日付事務連絡でお示している内容を踏まえてご対応をお願いします。 https://www.mhlw.go.jp/content/001526938.pdf
5	DT	接種方法	現在、11歳から13歳までを対象としているDT予防接種ですが、今後DPTワクチンを使用した定期接種化になりますか。なるとすれば、いつからになりますか。	現時点でお示しできるものではありません。
6	DT	接種方法	混合ワクチンの第1期が完了していないが、2種混合ワクチンの対象となった場合、混合ワクチン第1期の完了後というのは2種混合ワクチン接種の条件ではないのか。	第1期の接種状況に依らず、第2期の予防接種の接種対象者が接種を希望された場合、第2期の接種は可能です。
7	DT	接種間隔・期間	4種混合を完了した者が海外でDPTを5～7歳のときに接種した場合、DT2期はどのくらいの間隔を置いていつ頃に接種したらよいか。	5～7歳の歳にDPTを接種した方が、DT2期の接種を希望した場合、定期接種の接種期間内に1回の接種を完了してください。
8	DT	接種間隔・期間	DT接種期間に外傷で緊急に破傷風単体を接種した場合、どのくらいの間隔を空けると安全性有効性が得られますか？	一般に、不活化ワクチン同士の接種間隔に制限はありません。
9	DT	その他	DT第2期のワクチンがDTのみである理由は何か。また、日本小児科学会では11歳～12歳の時期にDPTワクチンを任意接種として使用することを推奨しているが、定期接種の対象として検討されているか。	2期にDPTを定期接種として用いることについては検討されております。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	IPV
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	IPV	接種間隔・期間	四種混合ワクチン販売中止に伴い、四種混合ワクチン接種者が不活化ポリオワクチンと三種混合ワクチンに切り替える場合、四種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの接種間隔は①初回接種(1・2・3回目)中に切替:前回の注射から20日以上の間隔をおく(標準的には3~8週間の間隔)、②追加接種(通算4回目)で切替:初回接種終了後6月以上の間隔をおく(標準的には12月から18月までの間隔)という認識でよろしいか。	ご認識の通りです(ただし、初回接種の接種間隔は、標準的には20日から56日までとしております。)

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	BCG
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	BCG	長期療養特例	生後6か月の児、クローン病の母親が妊娠中にレミケードを投与されており母親の主治医よりBCGは1歳を過ぎてからの接種と言われている。この場合、被接種者である児の長期療養特例として認められるものか。また、長期療養特例として認められる場合、特例措置対象者該当理由書の記載はレミケードを投与した母親の主治医が記載するとの認識でよろしいか。	長期療養特例の対象とするか否かについては、関係法令の規定に基づき、自治体で判断いただいて差し支えございません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	MR(風しん追加的対策)
------	--------------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	MR(風しん追加的対策)	長期療養特例	<p>令和6年度質問回答票にて、以下のように、回答いただいているが、風しん5期の接種に係る長期療養の対象となるには、抗体検査を令和6年度末までに実施していることが必要か？</p> <p>〈関連質問〉令和6年度質問回答 引用 NO.9 ワクチン種別:MR(風しん追加的対策) 【質問】風しんの追加的対策は令和6年度で終了予定だが、長期療養を理由に令和7年度以降に定期接種として実施することは可能か。接種期間は、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでと考えて良いか。 【回答】ご認識のとおりです。</p> <p>NO.21 ワクチン種別:MR(風しん追加的対策) 【質問】長期療養特例等で令和7年度以降に実施する場合、抗体検査についてはどのように取り扱えばよいか。長期療養特例の対象外となり、未受検の場合は自費での対応となるのか。 【回答】抗体検査については、令和7年4月以降の実施は国庫補助(緊急風しん抗体検査等事業)の対象外となりますので、未受検の場合は自費あるいは自治体の検査事業等で実施いただく必要があると考えます。</p>	<p>お尋ねの趣旨が明らかではないですが、風しん5期に係る抗体検査については、「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」(令和7年3月11日付け事務連絡)で、「令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方」と示しているのとおりです。</p>
2	MR(風しん追加的対策)	その他	<p>令和7年度以降の延長接種については、原発避難者特例法による接種があった場合、その請求先は避難先の市町村という整理でよろしいでしょうか。</p>	<p>「令和7年度以降の延長接種」及び「その請求先」の意味されるところが明らかでなくお答えすることが困難ですが、一般に原発避難者特例法に基づく事務において、定期予防接種については避難先自治体において接種の実施、記録、費用負担等をお願いしているところです。</p>
3	MR(風しん追加的対策)	その他	<p>風しんの追加的対策では風しん単体ワクチンを使用できなかった理由は何か。</p>	<p>風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約では、令和2年3月31日覚書で風しん単体ワクチンの使用を可能としておりました。 (参考:令和6年9月20日付け事務連絡「令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について(協力依頼)」別紙1問12 https://www.mhlw.go.jp/content/001313792.pdf)</p>
4	MR(風しん追加的対策)	その他	<p>風しんの追加的対策にかかる請求権の考え方についてお聞きしたい。</p> <p>① 請求権は起算日から、令和2年4月1日以降の実施分については5年、令和2年4月1日以前までの実施分については10年という認識で合っているか？ ② 例えば、令和6年6月1日に抗体検査実施、6月8日に検査結果が判明し、6月15日に接種した場合、請求はいつまで可能か？起算日をご教示いただきたい。</p>	<p>①ご認識のとおりです。 ②お示しの事例における抗体検査及び予防接種に係る請求権の消滅時効は令和11年6月30日の経過をもって完成します。</p>

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	MR(風しん追加的対策以外)
------	----------------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	MR(風しん追加的対策以外)	接種対象者	特別の事情(MRワクチンの偏在)により、第一期として定められた期間内に接種ができなかった。その後、特別の事情(MRワクチンの偏在)の解消が見込まれるとされた令和7年3月31日より前に任意接種ができた。事務連絡では、接種期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間延長するとあるが、この場合、令和7年3月31日より前の接種については、遡って特例を適用しこれを定期接種として認められるか。	定期接種として取り扱って差し支えございません。
2	MR(風しん追加的対策以外)	接種間隔・期間	1歳未満でMRワクチンを接種した者が、1歳を過ぎてMR1期の定期接種する場合、接種間隔はどの程度あけて接種すべきか？	質問の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、任意接種で1歳未満でMRワクチンを打った方が、1歳を過ぎてMR1期の定期接種を打つ場合の接種間隔ということであれば、注射生ワクチンの接種間隔のルールに従い接種後27日以上の間隔を空けることが必要と考えられます。
3	MR(風しん追加的対策以外)	接種間隔・期間	今回の特例措置で1期とⅡ期の間隔が短くなるお子さんがいるが、抗体の付き方や有効性は本来の定期接種スケジュールと比べて差異はないのでしょうか？	接種間隔が短くなることによる抗体価の差に関するエビデンスはありません。
4	MR(風しん追加的対策以外)	接種間隔・期間	医療機関によると、ワクチンの供給状況は令和6年度と変わらないようだが、令和7年度に2歳到達を迎えた令和5年4月2日以降生まれの子は、接種できなかった場合、現在任意接種として接種を受けている。第1期延長の対象になることはないということでしょうか伺いたい。	現時点ではお見込みのとおりです。
5	MR(風しん追加的対策以外)	経過措置	令和6年度の定期接種対象者はMRワクチン流通の偏在により延長措置が講じられました。現時点でも医療機関によってはMRワクチンの在庫が無いなど、ワクチンの在庫状況に偏在が生じているとも考えられますが、今年度の定期接種対象者に対する措置等予定はあるか。	現時点でお示しできるものではありません。
6	MR(風しん追加的対策以外)	経過措置	令和7年3月11日付けの事務連絡で、第1期対象者について「令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者」とありますが、令和6年度中にワクチンの偏在が理由で生後24月までに接種ができなかった者が、接種可能期間の前に自費で接種した場合は定期接種として取り扱うことが可能か伺いたします。	定期接種として取り扱って差し支えございません。
7	MR(風しん追加的対策以外)	経過措置	令和7年度の第1期、第2期に対し、MRワクチンの偏在等による接種期間の延長を実施する予定はあるのか、ご教示ください。	現時点でお示しできるものではありません。
8	MR(風しん追加的対策以外)	長期療養特例	MR延長の対象者が通常の定期期間中に長期療養で接種できなかった場合の対応は、長期療養で良いのか？また、延長期間中に疾患に該当した場合は長期療養として対応してよいのか？	御質問の内容からでは想定されている状況を把握できかねますので、お答えすることが困難です。
9	MR(風しん追加的対策以外)	長期療養特例	今年度も引き続き一部医療機関では、MRワクチンが入手できにくい状況がある。MRワクチン不足に伴う長期療養特例の対象者や期間の見直しなどを行う考えはあるか。	現時点でお示しできるものではありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	MR(風しん追加的対策以外)			
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
10	MR(風しん追加的対策以外)	その他	全国的にも供給不足は解消され、ワクチン製造・販売にも問題ないのでしょうか。	第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会に対し、前倒し出荷等を行うよう要請しており、例年と同程度のMRワクチンが順次供給される予定です。
11	MR(風しん追加的対策以外)	その他	6月現在、弊市においてMRワクチンが不足しています。卸業者に確認したところ、ワクチンの状況は令和6年度と変わっていないとのことでした。令和7年度のMR1期・2期対象者について、ご回答時点で、接種期間延長の検討はされているのでしょうか。	現時点でお示しできるものではありません。
12	MR(風しん追加的対策以外)	その他	供給不足になっているとのことでしたが、その後の状態はどのようになったのでしょうか。	第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会に対し、前倒し出荷等を行うよう要請しており、例年と同程度のMRワクチンが順次供給される見込みです。
13	MR(風しん追加的対策以外)	その他	特定感染症検査等事業に麻しん抗体検査事業が令和7年度から追加されているが、追加の理由は何か。国内で麻しんの抗体価が低下している等の理由があるのか教えていただきたい。	感染症の発生状況を踏まえ、省内で検討し追加したものです。麻しんの抗体検査は、輸入例が増加傾向にあり感染力が強い麻しんの流行に備えるため実施するものです。
14	MR(風しん追加的対策以外)	その他	令和7年3月にワクチンの偏在等を鑑み、MRワクチンの令和6年度定期接種対象者について、2年間の接種期間の延長が認められたが、①全国的にワクチンの偏在は解消したのか国の認識を教えてください(本市ではあまり解消していない状況である認識)、②令和7年度のワクチンの供給予定(月別3社合計数)について情報を提供していただきたい。	①厚生労働省から卸各社に対して不足を訴えた自治体、医療機関へワクチンの配送依頼等を行い、流通状況は改善されたものと承知している。 ②今年度の各社の供給状況については厚生労働省から具体的な計画については公表しておりませんが、例年と同程度のMRワクチンが順次供給される見込みです。
15	MR(風しん追加的対策以外)	その他	令和7年3月11日付厚労省通知「麻しん及び風しんの定期的予防接種に係る対応について」において、MRワクチンの偏在や供給の課題については、製造販売業者等に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっているとのことであった。しかし、令和7年6月現在、本市内卸売販売業者に聞き取りを行ったところ未だ改善の見込みはなく定期接種対象者の予約が取りづらい状況であると言われている。現時点での全国的な状況を教えてください。	第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会によるMRワクチンの前倒し出荷等によって引き続き供給される見通しとなっております。令和6年12月12日付事務連絡でお示している内容を踏まえ、ご対応いただくようお願いいたします。なお、現時点での全国的な状況については厚生労働省として把握しておりませんので、各卸にご照会ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001352011.pdf
16	MR(風しん追加的対策以外)	その他	令和6年度に「前倒し出荷」でご対応いただいていたため、その分、令和7年度に出荷される予定数が減少していることと推察しています。1社が令和7年12月まで出荷停止が継続される中、今年度の国のMRワクチンの供給計画を教えてください。さらには、影響が出る年齢の子の期間延長は令和8年度も実施されますか。	第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会によるMRワクチンの前倒し出荷等によって引き続き供給される見通しとなっております。 (後段) 現時点では予定はございません。
17	MR(風しん追加的対策以外)	その他	MRワクチンについては、令和6年度において供給が不安定な状況となったことに伴い、当該期間に係る対象者に関して、接種期間が2年延長されたところである。この措置にあたっては、接種を受けることができなかった「特別の事情」が令和6年度末で解消することが見込まれるため、令和7年4月より実施されているが、令和7年度に入ってこの間、本市において卸業者に対しワクチンの流通状況を調査したところ、例年同月の半数程度の流通量と聞いており、今なお接種を行う医療機関へ十分な供給がなされていない状況である。この状況が続くと、昨年度に続いて期間内に接種できない方が出ることと想定されるため、国においては速やかに今年度の具体的な供給見込みについてお示しいただきたい。また、今後も安定供給が見込めない状況が判明した場合には、今年度対象者における延長措置の実施等、直ちに方針をお示しいただきたい。	第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会に対し、前倒し出荷等を行うよう要請しており、例年と同程度のMRワクチンが順次供給される予定です。令和6年12月12日付事務連絡でお示している内容を踏まえ、ご対応いただくようお願いいたします。 https://www.mhlw.go.jp/content/001352011.pdf 現時点での全国的な状況については厚生労働省として把握していないため、各卸にご照会ください。 (後段) 現時点では予定はございません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	MR(風しん追加的対策以外)
------	----------------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
18	MR(風しん追加的対策以外)	その他	ワクチンの供給状況はスムーズになっているのか。	第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会に対し、前倒し出荷等を行うよう要請しており、例年と同程度のMRワクチンが順次供給される予定です。
19	MR(風しん追加的対策以外)	その他	麻しん風しんの定期接種第1期の対象者で、接種対象期間を超えて接種が可能となる対象者に該当する者のうち、令和6年度中に2歳を超えて任意接種として自費で接種をした者については、接種費用の還付の対象となるのか。	定期接種実施要領でお示しているとおりですが、当該接種を定期接種とみなすかどうかは各自自治体にてご判断ください。
20	MR(風しん追加的対策以外)	その他	MRワクチン(武田薬品工業社)の供給再開時期の見通しについて、把握されている最新の状況を御教示ください。	武田社からは、2025年12月以降の出荷再開を目指して検討を進めている旨が2025年1月に案内されています。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		日本脳炎		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	日本脳炎	接種対象者	第1期の予防接種を完了していない対象者が、第2期の予防接種を希望した場合、第2期の定期予防接種として実施してよいでしょうか。	第1期接種完了は第2期接種の条件ではありません。 第1期の接種状況によらず、第2期接種の対象者が当該ワクチンの接種を希望される場合、接種が可能です。
2	日本脳炎	接種方法	日本脳炎第1期が完了していないが、第2期の対象となった場合、任意で第1期を完了した後に、第2期を接種しないといけないのか。第1期接種完了後というのは第2期接種の条件ではないのか。	第1期接種完了は第2期接種の条件ではありません。 第1期の接種状況によらず、第2期接種の対象者が当該ワクチンの接種を希望される場合、接種が可能です。
3	日本脳炎	接種間隔・期間	第1期初回接種について、標準的には6日から28日までの間隔を置いて2回接種と実施要領等に示されているが、28日の間隔とは4週後の次の曜日を指している認識でよろしいでしょうか。製薬会社からは、27日の間隔が示す4週後の同じ曜日を指しているという回答でしたが、考え方が異なる理由をご教示いただけますと幸いです。	「28日以上の間隔を空ける」とは、お見込みの通り、4週後の次の曜日を指しています。 例：8月1日に予防接種を受けた場合、8月2日を1日目と数えて28日以上あけ、8月29日以降に次の予防接種を受けることができます。 製薬会社の回答については分かりかねますが、日本脳炎の場合「6日から28日までの間隔を置いて」ですので、27日の間隔でも差し支えありません。
4	日本脳炎	接種間隔・期間	日本脳炎2期の接種対象者で、日本脳炎1期追加の接種が完了していない場合、任意接種も含め、どのような接種スケジュールが望ましいのか。	日本脳炎1期追加の接種が完了していない場合の日本脳炎2期の接種スケジュールについて、標準的なものを示しているものではありません。接種対象者で、保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。
5	日本脳炎	接種間隔・期間	標準的な接種期間(通常第2期までの計4回接種)でできない場合における接種回数・間隔の基準はあるのか 【過去に予防接種リサーチセンターホットラインに照会。 ①8歳8か月の未接種の方→Ⅰ期初回1.2回+Ⅰ期追加1回+Ⅱ期1回の計4回(定期として認められるのはⅡ期1回のみ) ②9歳3か月の未接種の方→Ⅰ期初回1.2回+Ⅰ期追加1回の計3回(定期として認められるのは1回のみ) 一方で、日本脳炎の特例では ③20歳未満の未接種の方(3回以下含む)→計4回で接種完了 ①②③を踏まえ、接種方法として3回で完了する場合と4回で完了する場合の2パターンあると認識しているが、どちらかに判断される場合の基準(接種時の年齢など)はあるのか】	保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。
6	日本脳炎	接種間隔・期間	海外渡航のため3歳未満で第1期初回接種1回目、2回目を接種した事例について。標準接種間隔に沿って1年後(3歳未満)に半量を接種する場合と、3歳以降に規定量を接種する場合では、接種効果の差はあるのでしょうか。	お示しいただいた場合の、抗体価の差に関するエビデンスはございません。
7	日本脳炎	接種間隔・期間	患者が小児で流行していた頃、3歳以降に多かったこと等が配慮されたようですが、当時の背景とは違うことを考えると、今後は3歳未満で接種を推奨してもいいものなのでしょうか。	予防接種施行令では、日本脳炎第1期の対象者は「生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者」ですので、3歳未満での接種については保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。
8	日本脳炎	経過措置	定期予防接種実施要領の第2各論3(3)イについて伺います。 実施規則附則第3条の対象者で、積極的勧奨の差し控えがされていた期間に日本に居住していなかった方(外国人の方で、当時海外に居住しており、現在日本に居住されている方など)についても、本特例の対象としてもよいのか、ご教示ください。	各自自治体にて適切にご判断ください。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	日本脳炎
------	------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
9	日本脳炎	その他	1期3回を4回受けてしまった時の第2期の接種の取り扱いについて、どのように対応したらよいか (4回目接種時、子どもは4歳2か月)	本件の場合、省令上、日本脳炎第2期を定期接種として施行することは可能です。保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。
10	日本脳炎	その他	日本脳炎1期追加の接種を受けておらず、9歳(2期対象年齢)になった場合、2期の定期接種に加えて、任意でさらに1回接種した方がよいか。	保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	ヒブ
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	ヒブ	接種間隔・期間	<p>ヒブワクチンは、1回目接種を2か月頃から開始できた場合、2、3回目の接種を1歳未満に行い、それを超えた場合は2、3回目の接種を行わないとされている。</p> <p>例えば、1、2回目接種後病気になり3回目を1歳未満に打つことができなかったが、病気が治癒し追加接種を終えることができた場合、3回目の接種は長期療養として認めることはできるか。もしくは、3回目未接種でも定期接種が実施要領とおり正しく実施されたとして長期療養としてみることはできないかお示してください。</p>	<p>2回目接種後に法令に基づく長期療養特例の対象に該当し3回目を接種することができなかった者について、特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間に3回目を接種した場合、定期接種として取り扱って差し支えございません。</p>
2	ヒブ	その他	<p>4混または5混の接種が未完了で、ヒブワクチンの接種が完了している場合、4混のワクチンが無い状況においては、5混ワクチンを使用することになるため、ヒブワクチンを重複接種するパターンが出てくる。その場合、ヒブの重複接種は可能か。最大何回まで接種可能か。</p>	<p>4混のワクチンが無い状況においては、5混ワクチンを使用することにおいては、ヒブワクチンの既接種回数によらず、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。</p>

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	小児用肺炎球菌
------	---------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	小児用肺炎球菌	接種方法	15価ワクチンについて、現行の定期接種実施要領では「当面の間は使用できる」とされているが、今後終了の予定か。	現時点では未定です。
2	小児用肺炎球菌	接種方法	15価を接種した者が次回以降20価を接種することは可能であるとのことだが、20価を接種した者が次回以降15価を接種するのは、定期接種として扱って問題ないのか。	省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
3	小児用肺炎球菌	長期療養特例	小児用肺炎球菌の予防接種において、初回接種開始時の月例によって接種回数異なるが、 ①長期療養特例で例示されている疾病により初回接種開始が標準的な接種方法(生後2月～生後7月にいたるまでの間)より遅れ、かつ定期接種の期間内(生後2月から生後60月に至るまでの間)である場合は、定期接種実施要領第2の5の(2)～(4)に従うことになり、長期療養特例としての取り扱いはできない(標準的な接種方法と同じ接種回数とはならない)との認識で良いか。 ② ①が長期療養特例に該当する場合、仮に対象者が一度も接種していなければ、年齢的には追加接種のみの対象になるが、初回接種1回目から追加接種までの4回分の接種を特例接種として扱うのか、追加接種分のみを特例接種として扱うのかご教示いただきたい。	①実施規則第17条に定める対象者として初回接種を実施できる場合、それに沿った方法にて定期接種を実施いただくものと料します。 ②-
4	小児用肺炎球菌	研究・開発	20価ワクチンから対応する血清型を増やし、新たなワクチンを定期接種に導入する予定はありますか。	現時点では未定です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		HPV		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	HPV	接種対象者	キャッチアップ対象者は、該当の生年月日に生まれ「令和4～6年度内に1度でも接種した者」で間違いはないでしょうか。年度内に対象者を拡大(例:接種歴問わず、該当の生年月日に生まれた者等)する予定はありますでしょうか。	現時点でお示しできるものではありません。
2	HPV	接種対象者	男性に対する子宮頸がんワクチンを定期接種に位置付けるかどうかについては、令和2年12月から厚生科学審議会において議論を行っており、令和6年3月14日に実施された小委員会では費用対効果に課題がある等の意見があり、費用対効果の前提に変化があれば再度評価を行うことを予定しているとありましたが、その後の状況についてご教示いただきたい。	令和7年7月4日にワクチン評価に関する小委員会を開催しておりますのでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59340.html
3	HPV	接種対象者	対象者に男性の追加予定はいかがか。	令和7年7月4日にワクチン評価に関する小委員会を開催しておりますのでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59340.html
4	HPV	接種対象者	外国籍の女性が海外で、キャッチアップ期間である令和7年3月28日に、HPV1回目を接種。その後、日本に入国し、本市に転入。2回目をキャッチアップの経過措置として接種を希望。この場合、キャッチアップの経過措置の対象者となるのか。	キャッチアップ接種の期間内に海外でHPVワクチンを接種した場合であっても、日本で2026年3月末までに2回目、3回目のワクチン接種を公費で接種することは差し支えありません。
5	HPV	接種対象者	男性HPVワクチンの定期接種化に関する検討状況についてご教示ください。	令和7年7月4日にワクチン評価に関する小委員会を開催しておりますのでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59340.html
6	HPV	接種対象者	男性向けHPVの定期接種化の検討が令和4年度から行われていると思うが、現状と今後の展望・見通しを教えてください。	令和7年7月4日にワクチン評価に関する小委員会を開催しておりますのでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59340.html
7	HPV	接種対象者	個別通知の効果的な送付時期を検討中です。 小学校6年生から個別通知を送付している自治体(11歳の接種者が多くいる自治体)と標準的接種の開始時期である中学1年生から送付している自治体(11歳の接種者がほほいしない自治体)とで接種率の違いがあるようでしたら情報提供を願いたい。	ご指摘のデータについては持ち合わせておりません。
8	HPV	接種対象者	個別通知の効果的な送付時期を検討中です。 小学校6年生から個別通知を送付している自治体(11歳の接種者が多くいる自治体)と標準的接種の開始時期である中学1年生から送付している自治体(11歳の接種者がほほいしない自治体)とで接種率の違いがあるようでしたら情報提供を願いたい。	ご指摘のデータについては持ち合わせておりません。
9	HPV	接種対象者	HPVワクチンの標準的な接種年齢を小学6年生にすれば、DTや日本脳炎との同時接種が可能になり、接種率向上に寄与するかと考えます。性的接触の開始年齢や、若年での有効性に基づき考えても、小学6年生で接種を受けることが理想かと思われそうですが、標準的な接種年齢を引き下げる予定はありますか?ない場合、中学1年生である理由を教えてください。	現時点でお示しできるものではありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	HPV
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
10	HPV	接種対象者	標準的な接種間隔について【1回目から2か月間隔で2回接種、1回目から6か月間隔で1回接種】では、【1回目から5か月間隔で2回接種、2回目から1か月間隔で1回接種】でもいいと考える医療機関、対象者がいます。市の判断で【1回目から2か月間隔で2回接種、2回目から4か月間隔で1回接種】としておりますが、予防接種実施要領を改定する予定はありますか。なければ、なぜ1回目から6か月という表記なのか教えてください。	ご質問は、9価HPVワクチンの接種方法についての質問と理解し、その前提でご回答させていただきます。 定期接種実施要領に記載にある通り、初回接種時に15歳未満の方は、ア又はイの方法で実施することとし、初回接種時に15歳以上の方はイの方法で実施することとされています。 ア 標準的な接種方法として、6月の間隔をおいて2回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔をおいて2回行うこと。 イ 標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。
11	HPV	接種間隔・期間	キャッチアップ接種期間は令和8年3月31日終了で間違いはないでしょうか。延長する予定はないという認識でよろしいでしょうか。	現時点でお示しできるものではありません。
12	HPV	接種間隔・期間	15歳未満で1回目を接種し、6か月空けると2回で完了可能だが、何か月までに接種する等の接種間隔上限はあるのか。(何年も経過した場合3回目も接種すべきか。)	現時点では、接種期間の上限の設定はございません。 なお、添付文書において、以下の記載がございますのでご注意ください。 9歳以上15歳未満の女性に合計2回の接種をする場合、13か月後までに接種することが望ましい。 なお、本剤の2回目の接種を初回接種から6か月以上間隔を置いて実施できない場合、2回目の接種は初回接種から少なくとも5か月以上間隔を置いて実施すること。 2回目の接種が初回接種から5か月後未満であった場合、3回目の接種を実施すること。この場合、3回目の接種は2回目の接種から少なくとも3か月以上間隔を置いて実施すること。
13	HPV	接種間隔・期間	HPVワクチンの4・9価では、標準的な接種間隔として2か月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6か月の間隔を置いて3回目を接種することとなり、当該方法がとることができない場合は1月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目から3か月以上の間隔を置いて1回接種することとなっておりますが、これを解釈すると、2回目と3回目の間は誰も最低3か月以上の間隔を置かなければならないという認識でよろしいか。 なお、定期接種実施要領を確認した上でのご質問であることを考慮し、明確にご回答ください。	4価または9価HPVワクチンを3回接種する場合の、2回目と3回目の接種間隔については、いずれのワクチンも3か月以上の間隔をあけることとされております。
14	HPV	接種間隔・期間	HPVワクチンの4・9価では、標準的な接種間隔として2か月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6か月の間隔を置いて3回目を接種することとなっております。 当該方法取ることができない場合というのは、びったりの間隔(例えば、4月1日に1回目、6月1日に2回目、10月1日に3回目など)で接種できない場合という認識で、当該方法から1日でもずれる場合(例えば、4月1日に1回目、6月2日に2回目など)は、当該方法に当てはまらないという認識でよろしいか。 なお、定期接種実施要領を確認した上でのご質問であることを考慮し、明確にご回答ください。また、令和6年度予防接種従事者研修会事前質問票回答(9.12再送)のHPV(No.16)も確認済みです。	「2月の間隔を置く」という規定の場合、基本的には、たとえば翌々月の同日の前日(4月1日を始点とした場合、5月30日)に一ヶ月経ったと考えられますが、ご指摘のようなケースについて、どこまでを定期接種の対象とするかは社会通念上妥当と思われる範囲で自治体で適切に判断いただくことで差し支えございません。
15	HPV	接種間隔・期間	厚労省作成のHPV関連のリーフレットにおける「6か月後」という表現は、例えばシルガード9の1回目を10月1日に接種した場合、4月1日の前後何日までが「6か月後」にあたるのでしょうか。具体的な日付をお示しください。	「6か月」とは実施規則に定める方法で接種を行った際、最短で3回の接種が完了する期日を示しているものかと思われます。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		HPV		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
16	HPV	接種間隔・期間	令和6年度予防接種従事者研修会事前質問票回答ワクチンHPV No.48「15歳未満の者について医師が3回接種が必要とした場合は、3回接種が可能か」との質問に「医師の判断と保護者の同意によって、定期接種としてシルガード9を3回接種接種することは可能」と回答があった。医療機関から理由は問われないのかとの問合せを受けたことがあった。質問の回答に予診票に理由を記載する必要はないともあり、判断理由は問わないということよろしいか。また、2回接種すれば3回接種と同等の効果が得られるにも関わらず、15歳以上と同様のスケジュールで6か月の間隔をあげずに3回接種する場合の判断理由とはどのようなものが想定されるか。	初回接種時に15歳未満であった方は、理由如何によらず、定期接種としてHPVワクチンを2回または3回接種が可能です。
17	HPV	接種間隔・期間	15歳未満で1回目を接種した場合、間隔を6月の間隔(できない場合は5月以上の間隔)において2回接種となっている。1回目を12歳で接種し、2回目を16歳で接種した場合は接種間隔があいてしまいが、1回目を15歳未満で接種していれば2回目との間隔が標準的な間隔よりもあいていても2回の接種で3回目接種と同等の効果が得られるのか。	9価HPVワクチンに係る臨床試験の結果等を踏まえ、シルガード9の添付文書において、「9歳以上15歳未満の女性に合計2回の接種をする場合、13か月後までに接種することが望ましい。」と記載されています。
18	HPV	接種間隔・期間	HPVは小6から定期接種が可能だが、推奨期間は中1とされている。このギャップについて見直しを行う予定はあるか。また、自治体が独自に小6に個別通知を送付することは推奨されるか。	標準的接種期間の見直しについて、現時点ではお示しできるものではありません。 また、小学校6年生相当の女子または保護者に対して自治体が個別送付することについて国として答めるものではありません。
19	HPV	接種間隔・期間	HPVの標準的接種期間は、中学1年生となっているが、小学校6年生などに引き下げる予定はないか。 または、標準的接種期間とは別に、小学校6年生での接種勧奨を進めるような考えはあるか。	現時点ではお示しできるものではありません。
20	HPV	接種間隔・期間	15歳未満で1回目を接種した場合に1回目と2回目を5か月以上間隔をあげれば、2回で接種完了できるとあるが、1回目を15歳未満で接種し、1年程度経過している場合においても2回で接種完了できるという理解でよろしいか。	9価HPVワクチンに係る臨床試験の結果等を踏まえ、シルガード9の添付文書において、「9歳以上15歳未満の女性に合計2回の接種をする場合、13か月後までに接種することが望ましい。」と記載されています。
21	HPV	接種間隔・期間	HPVを3回接種する場合の標準的な接種方法として、1回目と2回目を「2月あける」という「2月」の間隔とは、1回目の接種から2月となるその日のみを指すのか。	定期接種実施要領を参考に御判断いただけますと幸いです。
22	HPV	経過措置	来年度も接種期限が延長になることは考えなくてよろしいか。	現時点でお示しできるものではありません。
23	HPV	経過措置	(地区医師会からの意見)「期間が長すぎると早期に接種を行う必要がないという誤ったメッセージになる」との理由で対象者の範囲を限定したとのことだが、接種の効果を考慮するのであれば、一律に年度末までを期限とするのではなく、標準的な接種期間である6か月を期限とするなど、柔軟かつ適正な規定を設けていただきたいが、如何か。	ご意見として承ります。
24	HPV	経過措置	キャッチアップ接種期間に1回もしくは2回任意接種した者は、令和7年度キャッチアップ接種に係る経過措置の対象となるか。	予防接種法施行令で定める「平成九年四月二日から平成二十一年四月一日までの間に生まれた女子であって、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、少なくとも一回以上上欄に掲げる疾病の予防接種を受けたもの」と認められるのであれば、対象として差し支えないと考えます。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	HPV
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
25	HPV	経過措置	HPVワクチンの経過措置の期間について、令和6年11月29日付け事務連絡の「ワクチンの添付文書上の接種間隔等を踏まえ、キャッチアップ接種後1年間とする。」との記載のとおり、令和8年度以降、再延長はないものと考えてよいか。	現時点ではお示しできるものではありません。
26	HPV	長期療養特例	令和6年度の事前質問NO28で、キャッチアップ対象者が長期にわたり療養を必要とする疾病により令和6年度末までに接種ができなかった場合、市町村判断により取扱いを決めて差し支えない旨の回答がなされているが、接種できなかった期間がキャッチアップ接種対象期間だけ(定期接種の対象期間中は接種可能であった場合)であっても市町村の判断により対象として取り扱ってよいという認識でよろしいか。	ご認識の通りです。
27	HPV	長期療養特例	HPV延長対象者も通常の定期期間中に長期療養で接種できなかった場合の対応は、長期療養で良いのか？また、延長期間中に疾患に該当した場合は長期療養として対応してよいのか？	そのように取り扱っていただいて差し支えございません。
28	HPV	その他	1回目もしくは2回目接種後10年以上経過し、2回目、3回目を接種した場合、接種しなかった場合と比較し効果はあるか。	一般に追加接種により、各種の病原体に対して免疫の増強効果が得られます。
29	HPV	その他	男性のHPVについて、定期化に向けた検討状況を教えてください。	令和7年7月4日にワクチン評価に関する小委員会を開催しておりますのでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59340.html
30	HPV	その他	男性を対象としたHPVワクチンの定期接種化に関する現在の検討状況について、ご教示ください。	令和7年7月4日にワクチン評価に関する小委員会を開催しておりますのでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59340.html

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	水痘
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	水痘	接種方法	水痘と診断された場合の水痘ワクチン接種は定期接種の対象外となるかと存じますが、「水痘疑い」と診断された場合における水痘ワクチンの接種について、定期接種と認めてよいでしょうか。	予防接種法施行令第三条において、「当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者」は定期接種の対象者から除くと規定されています。
2	水痘	接種間隔・期間	海外(ベトナム等)からの転入の方で、水痘ワクチンを1歳未満(生後10か月位)で接種しているケースがありました。この場合、MRワクチンと同様に1歳以降で2回の接種を勧めたほうがよいのでしょうか。	省令上は、1歳以降に2回の定期接種を行うことは可能です。保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	B型肝炎
------	------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	B型肝炎	接種間隔・期間	1,6歳児や3歳児健診で、3回目接種を忘れていないことに気付いた場合、任意接種はいつまで接種するよう説明するのが良いか。	抗体価を保持するためには、できるだけ早く3回目接種を行うことが重要です。保護者や接種医と相談の上、自治体において判断をお願いします。
2	B型肝炎	接種間隔・期間	令和6年度の事前質問の回答で「定期接種の実施について、2回目～3回目の具体的な標準的な接種間隔は規定していない」とあった。そのため、翌日接種しても定期接種として認めてよいとの解釈でよいか。また、規定はないとのことだが、効果等から望ましい間隔はどの程度か。	定期接種実施要領では、3回目の接種については、「第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回接種すること」としております。
3	B型肝炎	その他	「定期接種実施要領」(厚生労働省通知)に基づくB型肝炎予防接種予診票(様式第8)には、質問項目としてラテックス過敏症の記載があるが、予防接種ガイドライン(2025年度版)159頁に記載されている同予診票には該当項目がないのは記載誤りか。	ラテックス過敏症とは天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症です。これまでB型肝炎ワクチン2種類のうち、1種類のワクチンの容器にラテックスゴム栓が使用されていましたが、現在は使用されていないため、新しい予診票の記載からはラテックス過敏症に関する項目が削除されています。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	ロタ
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	ロタ	接種対象者	15週0日以降に接種した場合、標準的接種期間に接種した場合と比較し腸重積症の発症リスクはどの程度高まるのか。 ⇒一般に腸重積症の好発年齢となる15週0日以降の接種は推奨しておらず、15週以降に接種した場合の具体的な発症リスク についてはデータがありません。(R6回答集より) ⇒その後も同じ見解か？	一般に腸重積症の好発年齢となる15週0日以降の接種は推奨しておらず、15週以降に接種した場合の具体的な発症リスクについてはデータがありません。
2	ロタ	接種対象者	15週0日以降は安全性が確立されておらずすすめていないのに、その日を過ぎても接種を定期接種とみなすのは矛盾しているのでは。	質問の趣旨が分かりかねますが、定期接種とみなすかどうかは自治体にてご判断ください。
3	ロタ	その他	定期接種回数が満たない場合(2回目接種期日過ぎた。推奨期間過ぎてからの1回接種。)有効はどの程度あるのか。	定期接種回数が満たない場合の具体的な有効性についてはデータがありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	インフルエンザ
------	---------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	インフルエンザ	接種対象者	インフルエンザに限らず、B類疾病の予防接種において、接種対象者と予診医師が同一である場合、いわゆる自家診療に当たり予診の客観性が担保できないとして、本市では定期接種の対象外としているが、この取扱いに問題はないか。	自治体の御判断でそのようにお取り扱いいただくことは差し支えございません。
2	インフルエンザ	研究・開発	高用量インフルエンザHAワクチン(サノフィ社、筋注)は定期接種に用いられるワクチンとなるのか	現時点でお示しできるものではありません。
3	インフルエンザ	その他	エフルエルダについて今後定期接種取り扱いの予定はあるか。	現時点でお示しできるものではありません。
4	インフルエンザ	その他	経鼻弱毒性インフルエンザワクチンの予防効果はどのくらい持続するのか	経鼻弱毒性インフルエンザワクチンの有効性の持続期間等に関するエビデンスは限定的です。
5	インフルエンザ	その他	高齢者インフルエンザ定期接種について、高用量のインフルエンザワクチンを接種した場合、定期としてみなすのか。	現時点では、高用量インフルエンザワクチンは、インフルエンザの定期接種に用いるワクチンとして定められていません。
6	インフルエンザ	その他	高用量インフルエンザHAワクチンの定期接種への適用時期の見込はありますか。	現時点でお示しできるものではありません。
7	インフルエンザ	その他	高用量インフルエンザHAワクチンについて、定期接種化の検討状況および、定期接種化される場合の接種開始時期の見込みについてご教示ください。	現時点でお示しできるものではありません。
8	インフルエンザ	その他	高用量インフルエンザHAワクチンは定期接種化される予定ですか？※定期接種化される予定でしたら、あわせて開始時期も教えてください。	現時点でお示しできるものではありません。
9	インフルエンザ	その他	高用量インフルエンザHAワクチンを用いての接種も定期接種として認められるか。	現時点では、高用量インフルエンザワクチンは、インフルエンザの定期接種に用いる

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	高齢者用肺炎球菌
------	----------

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	高齢者用肺炎球菌	接種対象者	ニューモバックス(23価ワクチン)について、日本老年医学会では「有効性は接種後5年で減弱する」としているが、定期接種の対象となる接種回数について検討されているか。	一度定期接種であった方が再接種することについては、審議会において議論し、再接種の効果持続期間や有効性等の知見が不足しているとされたことから、定期接種には位置付けられておりません。
2	高齢者用肺炎球菌	接種方法	接種除外者は、23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン接種者のみという認識でよいか。以前のQAでは、PCV13、PCV15接種歴がある方は、23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン接種可能であったが、PCV20の接種歴のある方もPCV13、PCV15と同様に接種可能という認識でよいか。	予防接種法施行規則において、予防接種の対象者から除かれる者として、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの等が記載されています。
3	高齢者用肺炎球菌	その他	高齢者への15価および20価肺炎球菌ワクチン接種について、定期接種化の検討状況についてご教示ください。	現時点でお示しできるものではありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		新型コロナ		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	新型コロナ	接種方法	新型コロナワクチンの初回接種は、現在でも2回接種が必要なのか。	初回接種と追加接種の区分を設けず、1回接種としております。
2	新型コロナ	接種方法	特例臨時接種において、上腕の三頭筋への筋肉内注射が困難な場合は、医師の医学的判断により別の部位へ筋肉内注射をすることは妨げない、かつ健康被害救済制度の適用も通常と変わらないと国からの質疑応答で示されていました。定期接種後も、製剤添付文書で接種してはならない部位が示されない限り、同様の取扱いでしょうか。	同様の取り扱いとなります。
3	新型コロナ	接種方法	近年、高価なワクチンを使用する予防接種が定期接種化されています。B類疾病については費用徴収が可能とされていますが、新型コロナワクチンやシングリックスでは1万円～2万円程度の自己負担が必要で、接種率にも影響すると思われそうですが、国において対策は検討されないのでしょうか。	B類疾病については、実費を徴収することができない低所得者に対する接種費用相当分の地方財政措置を講じており、低所得者以外の方の接種費用については、個人の受益の観点から、住民にご負担いただくことも含め御検討ください。
4	新型コロナ	副反応	レプリコンワクチンの接種後に生じた副反応等の問題について、問い合わせや事例がありましたら具体的な内容と回答を教えてください。	個別の問い合わせについてははいたしておりません。事例については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）にて公表しております。
5	新型コロナ	研究・開発	R7年秋冬接種のコロナワクチン価格は昨年度と同様の金額と考えてよいか。	現時点で新型コロナワクチン価格について大幅に値上がりすると聞いておらず、令和7年度の新型コロナワクチンに関する標準的な接種費用について、15,600円（接種1回当たりの費用・税込み）とお示したところであり、本接種費用を標準として、各自自治体においてご検討いただきますようお願いいたします。
6	新型コロナ	健康被害救済	申請から認定・支給までの手続の中で、市町村の確認漏れや説明不足等が多いと思われるのはどのような点か、ご例示いただけないでしょうか。	特に自治体にお問い合わせさせていただくことが多い事項は、以下の通りです。 ・請求者氏名の標記誤りについて ・接種日の不一致について ・自治体経過概要における初診日及び終身日について ・自治体経過概要における接種側について
7	新型コロナ	健康被害救済	他の予防接種と比較し、認定件数（総数）が突出して多いことに対し、住民から問合せがあった際に、予防接種によるメリットが上回ると回答しているが、現在でもその認識で間違いはないか。	健康被害救済制度と副反応疑い報告制度では、制度の目的や報告主体が異なっており、救済制度における認定件数等の情報をもって安全性の評価を行うことは、必ずしも適切ではありません。新型コロナワクチンの安全性については、審議会において、副反応疑い報告制度等に基づき報告されたものについて、全例評価しており、現時点で重大な懸念は認められていないと評価されております。
8	新型コロナ	健康被害救済	予防接種被害者健康手帳を交付された者が、郵送／電話／訪問のいずれの手法でも接触不能な状態にある場合、手帳の更新に際しどのように取り扱えば良いか。	自治体において取りうる手段を使ってもなお、連絡が取れない場合は困難であると思料しますが、自治体に適切なお対応をお願い申し上げます。
9	新型コロナ	健康被害救済	新型コロナワクチンの特例臨時接種について、間もなく順次保存期限の5年を迎える。保存場所の問題もあるため、予診票は廃棄予定としている。その場合、健康被害救済の申請には予診票の添付なしで対応することになるが問題ないか。	5年経過後の取扱いについては、進達の際に、保存期間満了につき予診票の提出はできない旨を記載しておいてください。また、予診票が提出できない場合は、診療録や各市町村で保存いただいている接種記録が代わりになると思料します。
10	新型コロナ	健康被害救済	コロナワクチン臨時接種時の健康被害の申請があった場合、調査委員会を開催するが、その費用の申請はどうしたらよいか。	令和6年度以降の予防接種健康被害調査委員会に係る費用は、定期接種と同水準になります。なお、申請された接種内容が特例臨時接種期間中のものであっても、令和6年度以降の予防接種健康被害調査委員会に係る費用は、定期接種と同様、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担が発生します。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		新型コロナ		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
11	新型コロナ	その他	令和6年度よりB類の定期予防接種として実施しておりますが、ワクチンが非常に高額で毎年することをためられる対象者が多くいることが想定されますが、市で負担軽減を図ろうにも額が大きいため、限界があります。個人の発症・重症化予防を目的とした接種であることは承知しておりますが、令和6年度のように国が補助する考えはありませんか。	令和7年度の助成事業は、既にご案内のとおり、実施しないこととしており、他のB類疾病の定期接種と同様に低所得者に対する接種費用相当としての地方財政措置を講じているところです。ご認識のとおり、新型コロナワクチンの定期接種については、個人の発症・重症化予防を目的とした接種であるため、接種を受けられる方にご負担いただくことも含めて、ご対応をご検討ください。
12	新型コロナ	その他	令和7年度に国の助成(8,300円)は廃止されたが、接種者の自己負担額を令和6年度と同額とした場合、自治体の負担が膨大になります。ワクチン費用の値下げなどワクチンメーカーに対し、国の働きかけは行っているのでしょうか。前年度と同額であれば、自己負担額を上げざるを得ず、その結果、接種率の低下に繋がりが、感染が蔓延した場合、感染による高齢者等の重症化が懸念されます。	ワクチン価格については、基本的に薬価のように国として公定価格を定めているものではなく、自由競争市場において販売価格が決定されており、厚生労働省として価格設定に関与しておりません。新型コロナワクチンの定期接種については、個人の発症・重症化予防を目的とした接種であるため、接種を受けられる方にご負担いただくことも含めて、ご対応をご検討ください。
13	新型コロナ	その他	新型コロナウイルスワクチンの国助成について、助成がなくなる経緯、状況をご教示願いたい。	令和7年度については、令和6年度の接種状況や感染状況等を踏まえ、季節性インフルエンザ等、他のB類疾病の定期接種と同様に地方財政措置を講じた上で、助成事業は実施しないこととしたところです。
14	新型コロナ	その他	新型コロナウイルス感染症の定期接種に係るワクチンの接種費用について、今後、令和6年度同様国より示される予定はありますか。	今年度については、本年度実施している予防接種費用委託契約単価等の状況調査の結果を示すことを予定しております。
15	新型コロナ	その他	新型コロナウイルスワクチン(定期接種)の予防接種情報のマイナンバー情報連携の実施予定はありますか(データ標準レイアウト改正の予定はありますか)	新型コロナウイルスワクチン(定期接種)の情報連携の実施予定はありません。
16	新型コロナ	その他	厚労省が作成し、接種開始時期にホームページに掲載しているリーフレットについて、対象者への個別通知に活用したいので、発送準備の関係上、遅くとも8月下旬には周知していただきたい。(インフルエンザも同様)	新型コロナウイルスワクチンに関する情報提供資料は、毎年度8月から9月に行われる審議会を経て、それ以降に自治体の皆様に周知することとしております。いただいた御意見を今後の周知の参考にさせていただきます。
17	新型コロナ	その他	国の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成は、令和7年度以降も実施される予定はないのか。	現時点で実施する予定はございません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	带状疱疹	接種対象者	過去に水痘予防として水痘生ワクチンの接種者が带状疱疹予防接種を希望し接種した場合、特別な安全上の懸念はないと判断してよいか。	既に乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種されている方が、再度带状疱疹ワクチンの接種を行う場合の有効性・安全性等に関して確立したエビデンスはありません。
2	带状疱疹	接種対象者	外国で1回目接種、2回目未接種で帰国した人の場合、定期接種の組換えワクチン1回目を2回目として数えてよいか。	自治体の御判断で取り扱っていただくことは差し支えございません。
3	带状疱疹	接種対象者	定期接種実施要領では、過去に带状疱疹ワクチンを接種した者は基本的には対象とならないと規定されているが、R6年度第3回予防接種自治体説明会後の質問回答で「当該予防接種を行う必要がある」と医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になり得ると考えます。」とされている。「当該予防接種を行う必要」と判断される状態像として具体的にはどのようなことが考えられるか。	国としてお示している基準はありません。
4	带状疱疹	接種対象者	带状疱疹の定期接種に係る対象者については、令和7年度から5年間の経過措置として、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方を対象としており、5歳きざみで対象としている理由は何か。	65歳を超える方に対しては、安定供給等の観点から、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとを対象としてはどうかと審議会にお諮りし承いただいた。
5	带状疱疹	接種対象者	過去に接種履歴がある者について、定期接種対象と医師が判断する場合の想定するところをご教示ください。特に組換えワクチンについて医療機関から問い合わせがあります。	国としてお示している基準はありません。
6	带状疱疹	接種対象者	「定期接種のみ、医師が特に必要と認めた場合は、定期接種以外で带状疱疹予防接種の接種歴がある場合も接種の対象となる」とのことですが、「医師が特に必要と認めた場合」とは、具体的にどのようなときなのでしょう。	国としてお示している基準はありません。
7	带状疱疹	接種対象者	定期接種において、過去に自費・公費問わず接種した履歴のある人は対象外となっていますが、ビケン自体は水痘用ワクチンとして接種をしている人も多く、この接種したことがあると判断する基準を示していただきたい。(例:50歳以上のシングルリックスの接種可能年齢以降にビケンを打っている人間は、ビケンであっても带状疱疹予防として打っているものと判断する。)	ご意見として承ります。
8	带状疱疹	接種対象者	任意接種として带状疱疹ワクチンを接種完了した後、定期予防接種として带状疱疹ワクチンを接種することは可能か。また、その可否の判断は接種医が行うものか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」とあると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になりえます。
9	带状疱疹	接種対象者	すでに接種を終えている方について、医療機関にて医師と相談の上、「当該予防接種を行う必要がある」と市町村長が認めた方は定期接種対象者に該当するものと認識しております。市町村で判断を行うにあたり、既接種完了者への接種について、判断材料となる知見等ございましたらご教示ください。	接種したワクチンの種類や、接種した時期などを踏まえ、「当該予防接種を行う必要」とあると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になりえます。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
10	带状疱疹	接種対象者	経過措置を含めた対象者の年齢設定に関して、医学的ないし費用面、供給面の根拠がございましたらご教示ください。	带状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢については、带状疱疹の罹患者数が70歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に一定程度減衰すること等を考慮し、65歳することとしてはどうかと審議会にお諮りし承いただいた。 特にリスクの高い免疫不全者については、組換えワクチンの有効性に関する持続期間や、発症リスク及び自治体事務等の観点から、60～64歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の生涯を有する者を対象としてはどうかと審議会にお諮りし、承いただいた。 また、65歳を超える方に対しては、安定供給等の観点から、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとを対象としてはどうかと審議会にお諮りし承いただいた。
11	带状疱疹	接種対象者	令和6年度予防接種従事者研修会事前質問票回答のP63「その他 No. 6」の回答で生ワクチン・組み換えワクチンのいずれも再接種は薬事承認されていないとのことであったが、その後の薬事承認の状況はいかがか。また、もし薬事承認されていない場合、この度の带状疱疹ワクチン定期接種において、問診等で定期接種前に接種履歴がわかり、予防接種を行う必要があると判断した場合においても定期接種の対象にはならないのか。ご教示いただきたい。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になりえます。
12	带状疱疹	接種対象者	【令和6年度第3回自治体向け説明会質疑回答番号3】で、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師と相談の上、最終的には市町村長が認めた場合には対象となりうる。とあるが、「当該予防接種を行う必要」に該当する具体的な事例をお示しください。	国としてお示している基準はありません。
13	带状疱疹	接種対象者	定期接種の対象者から除外されるものとして、過去に水痘ワクチン1回または带状疱疹ワクチン2回を接種したことがあって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないものとするが、必要がないものとは具体的にどのような方か。	国としてお示している基準はありません。
14	带状疱疹	接種対象者	任意で接種したことがある者は、原則除外されるが、接種が「必要ない」と認められる者、「必要」と認められる者の判断で悩むケースがある。判断基準を教えてください。	国としてお示している基準はありません。
15	带状疱疹	接種対象者	過去に接種したことがある者の再接種を「医師が必要と認める場合」として多いのはどのような場合であるのか、過去の接種からどのくらいの間隔を開けるとよいかや医師が許可しない場合等の例示を含め基準があればお示しください。	国としてお示している基準はありません。
16	带状疱疹	接種対象者	経過措置期間について多くの市民から苦情がありました。経過措置期間の最終年度にあたる方は4年間待たないといけないので、初年度から65歳以上の方を全員対象にしてほしいという声をいただいております。経過措置期間を設けた理由について、ご教示ください。	65歳を超える方に対しては、安定供給等の観点から、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとを対象としてはどうかと審議会にお諮りし承いただきました。
17	带状疱疹	接種対象者	自治体説明会の主な質問への回答において、「過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方は、基本的には定期接種の対象とはならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になり得る」とされていますが、医師が必要と判断する場合の具体例について、代表的なものをいくつかご教示ください。(令和6年度第4回自治体向け説明会 P25 Q3)	国としてお示している基準はありません。
18	带状疱疹	接種対象者	带状疱疹の罹患歴のあるものについて、接種を希望する場合、接種のタイミングとして日本ワクチン産業協会予防接種に関するQ&A集2024には、「急性期が終わり」とあるが、どれぐらいの時期か。また、罹患の状況から接種期間を超える場合、長期療養の対象として接種可能か。	国としてお示している基準はありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
19	带状疱疹	接種対象者	任意接種で過去に生ワクチンを接種をした者が、定期接種対象の年齢に到達したため、再び生ワクチンまたは組換えワクチンを接種したいとなった場合、基本的には接種したことがある者は対象とならないが、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師と相談の上、最終的には市町村長が認めた場合には生ワクチンの接種は可能ということでしょうか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認め、定期接種の対象者となった場合、法的にはいずれのワクチンも接種可能です。
20	带状疱疹	接種対象者	予防接種実施要領では、対象者から除外される者として、「带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの」の表記されており、厚生労働省のホームページにおいては「過去に接種したことがある方は、市町村に問い合わせください」と記載があります。一方で、带状疱疹予防として生もしくは組換えワクチンを接種し、その後、どの程度の間隔を空けて追加接種ができるかや、追加接種した場合の副反応リスク等の疫学情報がないと思います。このような状況の中、過去に接種歴のある方の対応についての判断基準を国として示す予定はありますか。	国としてお示している基準はありません。
21	带状疱疹	接種対象者	接種したことがある者は対象とならないものの「当該予防接種を行う必要」があると医師に判断され、市町村長が認めた場合には対象者になる得るとされている点について、医療機関から判断基準を問われることが多いため、基準の例を示してほしい。	国としてお示している基準はありません。
22	带状疱疹	接種対象者	病気や治療によって免疫の低下している人は生ワクチンの接種ができないが、どのような病気や治療が対象となるか。	接種不適当者に該当するかどうかについては、医療機関の医師等にお尋ねください。
23	带状疱疹	接種対象者	接種日時時点で带状疱疹に患っている対象者が、重症化や带状疱疹後神経痛などの合併症の予防のために、ワクチンを接種することは差支えないでしょうか。	带状疱疹を発症している場合は、予防接種法施行令等において定期接種の対象者から除かれています。急性期を避け、症状が軽減してから接種を検討してください。
24	带状疱疹	接種対象者	過去に任意で接種しているものが、今年度対象の場合は主治医の判断で接種可能ではあるが、その場合、接種間隔の基準はあるのか(最低何年程度空けると再度接種できるのか)	国としてお示している基準はありません。
25	带状疱疹	接種対象者	定期接種開始前のR6年度に組み換えワクチンを1回のみ接種している場合、今回助成の対象となるのは2回目接種のみになると思うが、接種1回目から数年空いている場合は、1回目接種から助成対象として良いのか。その場合、何年空いたら1回目接種からとなるのか基準はあるのか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には带状疱疹ワクチンを1回接種されている人は、基本的には2回目からの接種となるものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合、1回目からの接種も可能です。
26	带状疱疹	接種方法	組換えワクチンと生ワクチンの交互接種は認められていないが、もし誤接種した場合組換えワクチンを再接種するのか。	個別の事例についてはお答えできかねます。
27	带状疱疹	接種方法	令和6年度第4回自治体説明会資料QAにて「基本的には接種歴のある方は、接種対象外となるが、「当該予防接種を行う必要がある」と医療機関において医師に判断され、最終的には市長村長が認めた場合は対象者になりうる」と回答されているが、「接種を行う必要がある」の具体的な判断基準を示していただける予定があるか。	現時点では、国として基準をお示しする予定はございません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
28	带状疱疹	接種方法	シングリックスは、GSKは「1人に対して2クールめの接種は想定していない」と回答されてます。定期接種の除外される者の規定で、「接種したことがある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者」とありますが、行う必要があると認められる者は、接種対象者になるということになると思います。50歳くらいでシングリックスを接種した方が、65歳で定期接種対象になったときは、医師が行う必要があると認めれば接種してよいという認識でよろしいでしょうか。	国としてお示している基準はありません。
29	带状疱疹	接種方法	過去に水疱瘡ワクチンを接種した者が、組み換えワクチンの接種を希望する場合の接種間隔・安全性に関するデータはありますか。	既に乾燥弱毒生水痘ワクチンの接種されている方が、再度带状疱疹ワクチンの接種を行う場合の有効性・安全性等に関するデータはありません。
30	带状疱疹	接種方法	任意接種で接種完了したワクチンの種類が生ワクチンであるとき、定期接種として組換えワクチンを接種可能か。また、逆の場合も接種可能か。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認め、定期接種の対象者となった場合、法的にはいずれのワクチンも接種可能です。
31	带状疱疹	接種方法	シングリックス・ビケンともに再接種について薬事承認されていないと認識しているが、過去に带状疱疹ワクチンを接種した方で「当該予防接種を行う必要」に該当した場合、問題ないか。	ご質問の内容が不明でありお答え出来かねます。
32	带状疱疹	接種方法	乾燥組換え带状疱疹ワクチンの接種を希望される方で、両腕への接種が困難である場合、代替部位として大腿四頭筋部への筋肉内注射を行うことは可能でしょうか。また、可能である場合は間違い接種には該当せず健康被害救済制度の適用も可能でしょうか。	乾燥組換え带状疱疹ワクチンの接種部位として上腕三角筋部を選択出来ない場合、添付文書において、「臀部には接種しないこと」と記載がありますが、大腿四頭筋部を選択することは可能です。なお、大腿四頭筋部に乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種した場合であっても、間違い接種には該当せず、健康被害救済制度の対象となり得ます。
33	带状疱疹	接種方法	過去に接種歴がある方は基本的に定期接種の対象外で、医師と相談のうえ、予防接種を行う必要があると判断する場合は接種可能となりますが、接種可能と判断する基準はありますか。医師よりどう判断したらいいのかの問い合わせがありました。	国としてお示している基準はありません。
34	带状疱疹	接種方法	過去(3年前程度)に生ワクチンを接種したものが、今回組み換えワクチンを希望した際は選択しても良いのか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は定期接種の対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認め、定期接種の対象者となった場合、法的にはいずれのワクチンも接種可能です。
35	带状疱疹	接種方法	不活化ワクチンを接種する際に血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要とあるが、血管が近いため打ち方を気をつけるのか、それとも血液サラサラの薬を服用しているから気をつけるのか注意を具体的に教えてください。	乾燥組換え带状疱疹ワクチンの添付文書において、「筋肉内注射部位の出血のおそれがある。」ため、「血小板減少症や凝固障害を有する者、抗凝固療法を施行している者」は接種要注意者として記載されています。
36	带状疱疹	接種方法	自費で昨年度組換えワクチンを1回接種し、今年度定期予防接種対象で、生ワクチンを接種した場合、間違い接種となりますか。	定期接種の実施主体は市区町村長であるため、接種時等の状況等を鑑み予防接種法等の関係法令を遵守したうえで市区町村長で間違い接種に当たるか否かの判断をお願いいたします。
37	带状疱疹	接種間隔・期間	生ワクチンと組換えワクチンで、ワクチンの予防効果が異なるが、定期接種完了後、次回接種を希望される場合、どれくらいの期間をあけて接種することが望ましいのか、目安を教えてください。	国としてお示している基準はありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
38	带状疱疹	接種間隔・期間	带状疱疹に罹患後、対象者から定期接種期間内に接種を完了したいと希望された場合、完治後、どの程度の間隔をあけて接種を進めるべきでしょうか。	国としてお示している基準はありません。
39	带状疱疹	接種間隔・期間	次年度定期接種対象になるが、今年度に任意接種し、次年度に定期で接種しても良いか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的に、接種したことがある者は定期接種の対象となりません。
40	带状疱疹	接種間隔・期間	昨年に带状疱疹になったが、今年度定期接種対象のため、接種した方が良いか。しなくてもよいか。罹患からどのくらいの間隔を開けて接種したら効果的か。	带状疱疹の罹患後から带状疱疹ワクチンの接種可能となるまでの期間について、国としてお示している具体的な基準はありません。 なお、带状疱疹については一度発症した方が再発することもある等の情報を踏まえ、医療機関の医師等とご相談ください。
41	带状疱疹	接種間隔・期間	乾燥弱毒性水痘ワクチンを1回接種したことのある者で、もう一度接種が必要と認められた際、1回目接種からどのくらいの接種間隔をあける必要があるか。	国としてお示している基準はありません。
42	带状疱疹	接種間隔・期間	令和6年度予防接種従事者研修会事前質問票回答P64No7の件について「生ワクチン・組換えワクチンのいずれも再接種は薬事承認されていない」と回答されていますが、再度確認します。 生ワクチンは効果が5年で4割程度となるようですが、生ワクチン接種後5年以上経過し、本人が希望する場合、任意接種としての対応は以下の対応でよろしいでしょうか。 ①生ワクチンは接種できない。 ②生ワクチンは接種できないので組換えワクチンを接種する。	任意接種については国としてお示している規定はありません。
43	带状疱疹	接種間隔・期間	带状疱疹は2種類のワクチンが認められているが、過去に他方を接種したものがもう一方のワクチンを接種することは可能か。 また接種間隔の規定はあるか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は定期接種の対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認め、定期接種の対象者となった場合、法的にはいずれのワクチンも接種可能です。
44	带状疱疹	接種間隔・期間	ボンビバ(骨粗鬆症治療剤)を使用した患者へ予防接種を実施する場合は、薬剤使用前1週間間隔を置いて予防接種を実施すること定められているが、带状疱疹ワクチンを接種する場合も同様でしょうか。 国からの带状疱疹ワクチンの通知には薬剤使用による接種間隔についての記載が無いため質問させていただきます。	医療機関の医師等とご相談ください。 国として定めている規定はありません。
45	带状疱疹	接種間隔・期間	R7年4月から定期接種が始まりましたが、過去に带状疱疹ワクチンを接種済の方が再度接種される場合の予防効果や副作用等の見解はありますでしょうか。 例えば、2年前に生ワクチンもしくは不活化ワクチンを接種完了している方が、R7年度の定期接種対象者であった場合、R7年度内に接種をすることで抗体価がどうなるかや懸念される副作用等をご教授ください。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は定期接種の対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合は定期接種の対象となり得ます。
46	带状疱疹	接種間隔・期間	国の見解では、前回接種を完了してから一定時間が経過し、ワクチンの有効性が減衰したと考えられる場合、定期接種の対象者になり得るということでしたが、ワクチンメーカーに確認したところ、一定期間の具体的な年数はデータがないとのことでした。一定期間を判断する根拠、基準等あればご教授ください。	国としてお示している基準はありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
47	带状疱疹	接種間隔・期間	今年度より定期接種が開始となりましたが、対象者より接種の効果が消失と思われる時期の再接種について多くお問い合わせをいただいております。知見等ございましたら、ご教示願います。	国としてお示している基準はありません。
48	带状疱疹	接種間隔・期間	予診票で「带状疱疹の予防接種を受けたことはありますか」の問いに「はい」と答えた方であっても、医師および市町村長が带状疱疹の予防接種を行う必要があると認めた場合定期接種可能ですが、前回接種からどのくらいの間隔をあげればよいのかご教示願います。	国としてお示している基準はありません。
49	带状疱疹	接種間隔・期間	任意接種で接種完了した者が医師が必要と判断し定期接種を実施する場合、前回接種からの接種間隔はどの程度あげればよいのか。	国としてお示している基準はありません。
50	带状疱疹	接種間隔・期間	組み換えワクチンを接種する場合、1回目と2回目の接種は2か月以上の間隔をあげることをなっているが、過去に1回接種している場合において、公費で2回目を接種する場合の接種間隔に上限はあるのか。	定期接種の対象であれば、上限はなく2回目の接種が可能です。
51	带状疱疹	接種間隔・期間	組み換えワクチン接種の場合、接種間隔が「2か月以上」となっているが、8週間では問題があるか。日数でいうと60日という考え方でよいか。	乾燥組換え带状疱疹ワクチンは、0.5mlを2回、通常、2か月の間隔において、筋肉内に接種します。
52	带状疱疹	接種間隔・期間	シングリックスの接種に関して、1回目から2回目の間隔を1か月未満で接種した場合は、間違い接種となるという解釈でよいか。	定期接種の実施主体は市区町村長であるため、接種時等の状況等を鑑み予防接種法等の関係法令を遵守したうえで市区町村長で間違い接種に当たるか否かの判断をお願いいたします。
53	带状疱疹	接種間隔・期間	シングリックスの接種に関して、病気や治療により免疫低下やその可能性のある人では、医師の判断により1か月まで接種間隔を縮められるが、そのような理由がない人が2か月未満で接種した場合はどのようなになるか。(2か月未満で接種する理由が予診票等から確認できない)	質問の主旨が明らかではないが、乾燥組換え带状疱疹ワクチンの2回目接種を、1回目の接種から1か月以上2か月未満で接種した場合、2回目の接種を定期接種として認めるかどうかについては自治体においてご判断ください。
54	带状疱疹	接種間隔・期間	シングリックスの任意接種に関して、1回目から2回目の間隔を1か月未満で接種した場合は、間違い接種となるか。	定期接種の実施主体は市区町村長であるため、接種時等の状況等を鑑み予防接種法等の関係法令を遵守したうえで市区町村長で間違い接種に当たるか否かの判断をお願いいたします。
55	带状疱疹	接種間隔・期間	過去に带状疱疹に罹患された方が予防接種を受ける際、罹患後のどのくらいの期間を空けて接種をした方が良いか？	国としてお示している基準はありませんが、急性期を避け、症状が軽減してから接種することが望ましいです。
56	带状疱疹	接種間隔・期間	既にビケンを接種した者が、改めてシングリックスの接種を希望する場合、接種間隔は空ける必要はありますか。ワクチン製造業者からは特にないと聞いておりますが、効果や副反応など留意事項等ありましたら教えてください。	国としてお示している基準はありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		帯状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
57	帯状疱疹	接種間隔・期間	シングリックスについて、実施要領には「一回目の接種から6月までに2回目の接種を完了することが望ましい」とありますが、6月以上過ぎた場合でも、対象の年度年齢に該当する場合は当該年度末まで定期接種としての取り扱いで間違いはないでしょうか。また6月過ぎた場合は、速やかに接種を完了させることを案内するということ間違いはないでしょうか。	定期接種の対象であれば、1回目の接種時期に依らず、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの2回目の接種が可能です。
58	帯状疱疹	接種間隔・期間	過去に生ワクチンを接種した場合、前回接種からどのくらいの期間をおいて接種するのが望ましいか？	国としてお示している基準はありません。
59	帯状疱疹	接種間隔・期間	帯状疱疹ワクチンを任意接種で以前に接種している方が、定期予防接種の対象となり接種を希望されている。 その場合、最終接種の可否は医師が必要と認めた場合接種が可能と認識しているが、以前の接種から接種間隔が空いていなくても効果や副反応は変わってくるのかご教授いただきたいです。	既に帯状疱疹ワクチンを接種されている方が、再度帯状疱疹ワクチンの接種を行う場合の接種間隔や有効性・安全性等に関して確立したエビデンスはありません。 また、予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は定期接種の対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合は定期接種の対象となり得ます。
60	帯状疱疹	接種間隔・期間	定期接種の対象者となる前に、任意で帯状疱疹ワクチンを接種完了されている場合において、定期接種実施要領に記載されている、対象者から除外される者の「帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの」の記述に対する基準及び具体例は？例えば、生ワクチンであれば、何年以上の間隔を空いていればよいか、抗体検査が必要とかが。	国としてお示している基準はありません。
61	帯状疱疹	接種間隔・期間	生ワクチン、不活化ワクチンの前回接種後から次回接種可能になる間隔・期間について。	国としてお示している基準はありません。
62	帯状疱疹	接種間隔・期間	帯状疱疹罹患後の予防接種の推奨時期はあるか。	国としてお示している規定はありません。
63	帯状疱疹	接種間隔・期間	任意接種で過去に接種歴がある場合、再接種が必要な対象はどのような人か。新たな知見はあるか。	国としてお示している基準はありません。
64	帯状疱疹	接種間隔・期間	組換えワクチンについて、添付文書においては、「標準として1回目の接種から2か月の間隔をおいて2回目の接種を行うこと。1回目の接種から2か月を超えた場合であっても、6か月後までに2回目の接種を行うこと。」とある。接種期間は1年間であるが健康被害などの副反応が出た場合は6か月以内と6か月を超える場合で救済の種類は変わるか。	定期接種による健康被害が生じた場合には、接種間隔によらず、予防接種法に基づく予防接種後健康被害救済制度の対象となります。
65	帯状疱疹	接種間隔・期間	定期接種後に任意接種を希望される場合や、任意接種後に定期接種対象者になった場合には、抗体保有年数から考慮すると、どのくらい間隔を開けるのが適切か。また、期間が短くなった場合に考慮する点はあるか。	国としてお示している基準はありません。
66	帯状疱疹	接種間隔・期間	過去に水痘や帯状疱疹に罹患したことがある人はどの程度の期間をあけて接種すると良いか。	国としてお示している基準は有りません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
67	带状疱疹	接種間隔・期間	組み換え2回目は2ヶ月以上6か月以内に打つことと定められているが、6か月を超えた場合に接種をした場合はどうなるのか。(効力が全くなってしまうのかなど)	薬事審査において、6か月の間隔において2回の乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種した場合の有効性・安全性については確認されています。
68	带状疱疹	経過措置	60～65歳未満で免疫不全をかかえる者の特例が規定されているが、経過措置の対象の間にあるもの(例:年度年齢71歳のもの)で免疫不全をかかえる者は対象とならないか。	経過措置の対象の間にあるもの(例:年度年齢71歳のもの)で免疫不全をかかえる者は、定期接種の対象となりません。
69	带状疱疹	経過措置	対象年度に接種完了できなかった定期者の救済措置は検討しているのか。	現時点では長期療養特例の対象者等を除き、65歳を迎える方、60～64歳でヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方、2025年度から2029年度までの5年間の経過措置として、その年度内に0、75、80、85、90、95、100歳(令和7年度に限り100歳以上の方も含む)のみが定期接種として带状疱疹の予防接種を接種可能です。
70	带状疱疹	長期療養特例	带状疱疹について、定期接種では、「当該疾病にかかったことのある者」も対象となるのに対し、2月5日事務連絡における定期接種実施要領案(新旧)では、長期療養においては「当該疾病にかかったことのある者を除く」と記載があったところである。しかし、令和7年3月31日付け通知の定期接種実施要領では、長期療養の項に「带状疱疹にあっては当該疾病にかかっている者を除く」と記載されている。 特段修正に関する通知もない中、意味合いの異なる内容が示されており、带状疱疹ワクチンにおいて長期療養特例の対象外となる者を正しく確認したい。 あわせて、直近の内容が正しい場合は、現在、带状疱疹に罹患中の者は長期療養の対象外という理解であっているかご教示いただきたい。	現行の法令、要領等に基づいて御判断ください。
71	带状疱疹	副反応	組換えワクチン1回目接種時に強い副反応が現れた場合、2回目の接種はどのように進めていけば良いか。	個別の事例についてはお答えできかねます。
72	带状疱疹	副反応	実際にどのような副反応が報告として多く上がっているのでしょうか。	詳細は厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会資料をご覧いただければと存じますが、発熱などが挙げられます。
73	带状疱疹	副反応	過去に带状疱疹に罹患された方が予防接種を受ける際、副反応の症状はどのようであるか?	带状疱疹の罹患の有無による副反応症状についての具体的なデータはございません。
74	带状疱疹	副反応	厚生労働省作成リーフレットに記載されている副反応(疼痛、筋肉痛、疲労、頭痛、発熱、胃腸症状等)について、他疾病によるものと比較し、带状疱疹ワクチン接種後の副反応ならではの特徴はあるのでしょうか。	添付文書をご確認ください。また、副反応疑い報告の状況につきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会資料をご参考にしてください。
75	带状疱疹	研究・開発	带状疱疹ワクチンは、認知症のリスクを20%減少させると報道されていたが、どちらの種類のワクチンも抑制の効果があるのか。	带状疱疹ワクチンの効果として、認知症の予防効果に関連した報告が複数出ていることは把握しておりますが、現時点において、带状疱疹の予防のみが薬事承認されています。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
76	带状疱疹	研究・開発	シングリックスを1回のみ接種し、2回目の予防接種には至らなかった場合の抗体保有率に関する調査は今後なされる予定でしょうか。また、1回のみ接種した場合の抗体保有率に関してどのような回答が望ましいかご教授ください。	「シングリックスを1回のみ接種した場合の抗体保有率」の指し示すところが不明確ですが、年齢/年齢群別の水痘抗体保有状況については感染症流行予測調査において調査・報告しています。
77	带状疱疹	健康被害救済	定期予防接種として带状疱疹ワクチンを接種完了した後、任意接種として同種の带状疱疹ワクチンを接種した場合に重篤な健康被害が生じた際には、医薬品副作用被害救済制度の給付対象となり得るか。	医薬品副作用被害救済制度につきましては、医薬品医療機器総合機構(PMDA)にお問い合わせください。
78	带状疱疹	その他	対象者から除外される者として、これまでに、乾燥弱毒性水痘ワクチンを1回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるものとは、具体的にどのような人か。	国としてお示している基準はありません。
79	带状疱疹	その他	組換えワクチン2回目は1回目から2~6か月以内の接種となっているが、過ぎた場合効果は下がるのか。	薬事審査において、6か月の間隔において2回の乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種した場合の有効性・安全性については確認されています。
80	带状疱疹	その他	带状疱疹予防接種の地方交付税措置3割の部分について、2種類のワクチンが使用されていることから、実態に基づいた割合での措置を検討するとされておりましたが、その後どのようにになりましたでしょうか。	交付税の算定に当たっては、接種実績等を踏まえ、対応しております。
81	带状疱疹	その他	住民より、生ワクチンと組換えワクチンの接種について、どちらがよいのかと聞かれることが多く、予防効果、持続期間などを説明の上、主治医に相談するように回答している。国の見解としてはどちらのワクチンを推奨しているのか。	生ワクチン、組換えワクチンはそれぞれ、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっており、そうした情報を参考にして医師とも相談の上、接種するワクチンをご検討ください。
82	带状疱疹	その他	带状疱疹ワクチンの組換えワクチンの認知症のリスク低下の効果はあるのか。	带状疱疹ワクチンの効果として、認知症の予防効果に関連した報告が複数出ていることは把握しておりますが、現時点において、带状疱疹の予防のみが薬事承認されています。
83	带状疱疹	その他	予防接種ガイドライン2024年度版119ページにある水痘ワクチン(带状疱疹予防)欄には、「带状疱疹予防としての追加接種の必要性に関しては現在明らかではない」との記載がある一方、2025年度版にはそのような記載はない。医師の判断により必要性があれば追加接種可能と捉えて良いか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は定期接種の対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合は定期接種の対象となります。
84	带状疱疹	その他	国として何パーセントの接種率を目標としているか。目標数値がある場合、5年後に目標の接種率に達しない場合は高齢者肺炎球菌のように実施期間延長もありうるか。	带状疱疹ワクチンの接種率について、明確な基準を設けておりません。
85	带状疱疹	その他	定期予防接種実施要領の第2各論項番13(6)にて「定期の予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管理・保存するよう努めること。」とありますが、どのような理由があるのでしょうか。	带状疱疹については接種の経過措置が令和12年3月31日まで講じられており、接種対象者を決定する際には過去に接種歴がないかを確認する必要があるものと思料いたします。いずれにせよ、接種記録は法令の規定に基づき、適切に管理・保存願います。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		带状疱疹		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
86	带状疱疹	その他	9割の高齢者が水痘の感染歴があると言われていますが、未感染者については組み換えワクチン(シングリックス)は带状疱疹予防と水痘予防効果がないとメーカー(GSK社)が認めています。しかし、定期接種のリーフレットや説明書、自治体説明会ではそのことについて情報がありませんでした。罹患歴の全くない高齢者全体の1割に該当する人には水痘予防効果のある生ワクチン(ビケン)を勧める必要があると考えますが、国の見解はいかがでしょうか。また、带状疱疹予防接種について近年の研究によりワクチンには認知症予防効果があることや、带状疱疹の合併症として神経痛以外に血管障害を含む多彩な合併症を引き起こす可能性があることなど、周知が必要と考えるが、国として公表している(リーフレットや説明書)に記載してある情報以上のことを住民に伝えることは公的機関として難しいため、最新の知見を含めて自治体向けに説明会や資料の提示をしていただきたいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
87	带状疱疹	その他	定期接種の自己負担額に費用助成を行っている自治体が多くありますが、それにより定期接種の費用負担額の自治体格差が生じています。この問題について現在国はどのように捉えているかお考えをお聞かせください。	予防接種法上、定期の予防接種に要する費用は市町村が支弁することになっており、带状疱疹等の予防接種法上のB類疾病の定期接種については個人の発症・重症化予防を目的とした接種であるため、接種を受けられる方にご負担いただくことも含めて、ご対応をご検討ください。
88	带状疱疹	その他	生ワクチンを3年前に接種された方が、組み換えワクチンの接種を希望される場合、どのような助言をされていますか。	予防接種法施行規則第2条第1項に基づき、基本的には接種したことがある者は定期接種の対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」とあると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合は定期接種の対象となり得ます。
89	带状疱疹	その他	水痘に罹患したことを思い出せないまたは罹患歴がないという人で、シングリックスの接種を希望する対象者がいるが、安全性や有効性の評価がされていないなかでどのように対応したらよいか	医療機関の医師等とご相談ください。
90	带状疱疹	その他	イギリスの医療データ分析から带状疱疹ワクチン(生ワクチン)接種で認知症を予防できる可能性を新聞記事に掲載されていたが、現時点での認知症予防効果を知りたい。また、組換えでも予防効果はあるのか？	带状疱疹ワクチンの効果として、認知症の予防効果に関連した報告が複数出ていることは把握しておりますが、現時点において、带状疱疹の予防のみが薬事承認されています。
91	带状疱疹	その他	水疱瘡ウイルスに感染したことがあるかどうか不明である高齢者の带状疱疹定期接種対象者が、医療機関が带状疱疹の予防接種として、乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種する場合は、市区町村にて带状疱疹の定期接種として取扱っても差支えないか。	带状疱疹の定期接種に用いるワクチンとして、乾燥弱毒生水痘ワクチン及び乾燥組換え带状疱疹ワクチンが定められています。
92	带状疱疹	その他	任意接種対象者(※1)について、独自に助成制度を実施している市町村の件数を把握している場合はお示しください。また、把握している場合はどこの市町村で実施しているかお示しください。 ※1 50歳～64歳、また、今年度は任意接種対象年齢となるが、数年後に経過措置対象者として定期接種で受けることができる者	御指摘の市町村の件数について、国において把握しておりません。
93	带状疱疹	その他	生ワクチンを再接種する場合(任意接種含む)、どれくらいの間隔をあげるべきか指針はあるか。	国としてお示ししている基準はありません。
94	带状疱疹	その他	様々なワクチン接種と認知症の発症予防との関連を報告する研究がされていると存じます。带状疱疹ワクチン(特にシングリックス)においても接種による認知症の発症予防が期待できると様々なメディアで取り上げられています。住民からも認知症発症予防との関連について質問されることも度々ありますが、回答にいつも悩まされます。最新の研究結果や知見についてお伺いしたいです。また、住民に対してどのように説明をするべきかも御教示いただきたいです。	带状疱疹ワクチンの効果として、生ワクチン・組換えワクチン共に認知症の予防効果に関連した報告が複数出ていることは把握しておりますが、現時点において、带状疱疹の予防のみが薬事承認されています。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		共通		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	共通	接種対象者	<p>各予防接種の接種率を求める際に必要となる、対象者数の算出方法をご教示いただきたいです。</p> <p>例えば、対象者が「1歳」と限られている場合は、市民課が公開している月初の年齢別人数を活用できますが、「中学1年生から高校1年生相当」となる場合は、その活用が難しくなると考えられます。(小学6年生の12歳、高校2年生の16歳が混在するため。また、キャッチアップだと定期的に接種した人数を省くなど、複雑になるため。)</p> <p>今後は、あらかじめ健康管理システムで4月1日および10月1日を抽出したデータを活用する予定ですが、決算の対象者数につきましては、市町村によって算出方法が異なると思いますので、参考に教えていただければと存じます。</p>	<p>定期予防接種の実施率においては、それぞれの標準的な接種年齢期間の推計人口を対象人口としております。</p> <p>詳細は厚生労働省HPをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/5.html</p>
2	共通	接種対象者	<p>外国人について、母子手帳等がなく接種記録がわからない場合、接種するうえでどこまで正確な情報があるのか。情報がなくても接種してよいのか。</p>	<p>外国籍の方を市区町村の判断で定期接種の対象者とする事は差し支えございません。接種に当たっては、接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かをお調べください。</p>
3	共通	接種対象者	<p>予防接種のデジタル化において、マイナンバーを活用した接種対象者の確認と、その中で接種費用の免除対象者か否かを確認できるようになることが示されているが、市民税等の課税状況に基づき免除対象者の該当/非該当を判断している場合、医療機関(あるいは自治体の予防接種担当課)がマイナンバーカードを通して課税状況を確認する根拠はどう整理されるのか。</p>	<p>医療機関及び自治体がマイナンバーカードを通して課税状況を確認することは想定しておらず、自治体で把握した市民税等の課税状況に基づき、フラグを立てた免除対象者の情報を、医療機関が民間アプリ等にて確認できるようにしています。</p>
4	共通	接種対象者	<p>B類疾病の定期接種における予診票の代筆について、現在の当県の運用として、被接種者本人に予防接種を受ける意思があるが、自署できない場合は、家族等※に代筆してもらい、医療機関等の接種側関係者である医師、看護師、事務職員は代筆不可としている。 (※家族等は配偶者(内縁含む)、子ども、兄弟姉妹、成年後見人等。施設等に入所している場合で予防接種に関して家族等が施設等の責任者に一任していることが確認できる場合は、一任を受けた方が「家族等」に該当)</p> <p>R7年3月27日付け事務連絡「認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する定期の予防接種に関する疑義解釈について」により、本人の意思を酌み取った身近な家族等が同意書を代筆し、接種を行うことは差し支えないことになっているが、本人の意思を酌み取った身近な家族等に、かかりつけ医や看護師等の接種側関係者も含まれ、接種側関係者の代筆を認めてよいと解釈してよろしいか。また、接種側関係者の代筆が認められる場合、この運用は認知症等により本人の意思確認が容易でない方のみでなく、B類疾病の定期接種における被接種者本人に予防接種を受ける意思があるが、自署できない場合であっても適応して差し支えないか。</p>	<p>差し支えございません。</p>
5	共通	接種対象者	<p>現在、外交・公用在留資格を有し、領事館施設に居住している外国人の児童について、予防接種法に基づく定期予防接種の対象となりうるか。</p>	<p>外交又は公用の在留資格をお持ちの方は住民基本台帳制度の対象とならないため、原則任意接種となるものの、市区町村の判断で定期接種の対象者とする事は差し支えございません。</p>
6	共通	接種方法	<p>新型コロナワクチンの臨時接種の際の全国自治体向けQ&A483において、接種医と被接種者が同一であることについて法的に問題がないかの問いに対し、「医師が、自身の接種について、自ら予診を行い、接種可否を判断することは可能です。」との回答があった。新型コロナワクチンの定期接種やそれ以外の定期接種において、医師が自身の接種可否を決定することが可能かどうかご教示ください。</p>	<p>定期接種について、本事案を定期接種として取り扱うか否かは各自治体のご判断となります。</p>

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		共通		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
7	共通	接種間隔・期間	予防接種法の接種間隔について、〇ヶ月以上開けて接種等と指定がある場合、跨ぐ月によって間隔の日数が増えるため医学的な根拠がないとして、ガイドラインを認識したうえで規定より短い間隔で接種を行った医師がいた。 市から間違い接種である事、法に基づいて予防接種を行っている事を伝えましたが、跨ぐ月で日数が増える予防接種法に医学的な根拠がない、国に確認して欲しいとご納得いただけなかった。 そのため、予防接種法の接種間隔に医学的な根拠があるか教えて頂きたい。また、医学的な根拠がない場合、なぜ法に従って予防接種を行う必要があるか国としての見解をご教示いただきたい。	予防接種施行令や定期予防接種実施要領では、ワクチン毎に薬事承認時の臨床試験で検証された内容や医学的な専門家を含む審議会で議論された内容を踏まえて適切と考えられる接種間隔を定めています。
8	共通	接種間隔・期間	医療機関において、予防接種実施要領等に記載のある接種間隔(標準的な接種間隔を除く)より短い間隔で接種を実施した場合、健康被害の発生頻度が高まる、抗体価がつきにくい等が生じる可能性があるとして認識しているが、記載の接種間隔を空けず接種した場合、ワクチンの種類によって何が起る可能性が高いか、種類ごとに接種間隔を定めている根拠をご教示いただきたい。	予防接種施行令や定期接種実施要領では、各ワクチンについて、薬事承認時の臨床試験で検証された内容や審議会で議論された内容を踏まえて適切と考えられる接種間隔を定めています。
9	共通	接種間隔・期間	生ワクチンを接種後、別の生ワクチンを接種するには27日以上の間隔をあけることとなっているが、種類の異なる生ワクチン(例えばMRと水痘)の同時接種は医師が認めた場合行うことができるとされている。種類の異なる生ワクチン同士の接種間隔を27日以上と規定している一方、同時接種は可能となっている根拠についてご教示ください。	同時接種は可能となっている根拠について、国から文書としてお示ししているものはありませんが、日本小児科学会の「日本小児科学会の予防接種の同時接種に対する考え方」には、同時接種について現在分かっていることとして「複数のワクチン(生ワクチンを含む)を同時に接種して、それぞれのワクチンに対する有効性について、お互いのワクチンによる干渉はないこと、複数のワクチン(生ワクチンを含む)を同時に接種して、それぞれのワクチンの有害事象、副反応の頻度が上がることはないこと」が挙げられています。
10	共通	接種間隔・期間	乳幼児期に接種して免疫を獲得しても、一定期間が経つと免疫効果が減っていきます。定期接種の接種指導だけでなく、学童期や青年期、壮年期、高齢期も見据え、それぞれのライフステージで推奨される追加免疫について教えていただきたい。	一般的には、定期接種を完遂し、免疫を獲得したとしても、予防効果などは減衰していき、予防効果を維持するために、ブースター接種等の対応策をとる場合もあります。 一方で、ブースター接種等については、個々人の状況や、疾病の感染状況等による影響が大きく、ご質問に対して画一的な回答をすることは困難です。
11	共通	接種間隔・期間	標準的接種期間とは、基本的などのような考えで設定されたものか。 また、各ワクチンの標準的接種期間を設定された背景や考え方をお示しいただきたい。	定期接種実施要領における標準的接種期間とは、市区町村に対する技術的助言として、各ワクチンについて、薬事承認時の臨床試験で検証された内容や審議会で議論された内容を踏まえて適切と考えられる接種間隔を定めています。
12	共通	接種間隔・期間	海外で接種した場合の予防接種の考え方について。	海外で予防接種を受けられた方でも、日本で定期接種を行うことは可能です。 個別の事例については、省令上の定期接種対象者を踏まえて、保護者や接種医と相談の上自治体において判断をお願いします。 また、海外渡航のためのワクチンについては、こちらも参考にして下さい。『厚生労働省検疫所 FORTH 海外で健康に過ごすために』 https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/useful_vaccination.html
13	共通	長期療養特例	疾病の治療により、今後生ワクチンの定期予防接種を受けられなくなる見込みのため、定期接種対象年齢前に行う予防接種を長期療養特例の対象とすることは可能か。	対象年齢前接種については、長期療養特例として想定している事例ではないものと考えます。
14	共通	長期療養特例	「定期接種実施要領」において、特例を適用した場合は厚生労働省に速やかに報告することとなっているが、対象者がいつ接種したのかなど追跡等に時間がかかるため、「ワクチンの不足により接種できなかったMRワクチンの長期療養」と同じように、個別の報告は不要とし、年度単位でのとりまとめとしていただけないか。 また、国でとりまとめている入力の様式や記載方法があれば、掲示していただきたい。	御意見として承りました。
15	共通	研究・開発	今後定期接種になる予防接種がある際には、自治体の予算確保が十分に合うタイミングでお示しいただきたい。(带状疱疹の定期化、コロナの補助金カットのタイミングは現場を混乱させるだけ)	市町村において、準備期間を十分に取る事ができるよう、極力、早期にお示しすべく努力しているところですが、国の予算編成時期等を踏まえ対応は困難であることもご理解いただきたい。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		共通		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
16	共通	研究・開発	【要望】海外からの移住者が増加傾向にある状況に鑑み、諸外国の予防接種プログラムと本邦の予防接種プログラムとの接種方法の差について、有効的な接種方法の研究と研究結果に基づく例示を行っていただきたい。	御意見として承りました。
17	共通	健康被害救済	令和6年度予防接種必携P181において「処分庁である市町村長の上級行政庁は都道府県知事となるので、審査請求は都道府県知事に対して行うことができる。」との記載がありますが、普通地方公共団体の長に上級行政庁は存在せず、都道府県知事は市町村長の上級行政庁ではないという認識でよろしいでしょうか。(救済制度の事務は第1号法定受託事務であることから、地方自治法第255条の2の規定により都道府県知事に対して行う)	地方自治法上は、基本的に都道府県知事は市町村長の上級行政庁ではないと考えられる一方で、行政不服審査法上は、都道府県知事が市町村長の上級行政庁となります。詳細については総務省にお尋ねください。
18	共通	健康被害救済	健康被害救済制度にて、特殊医療費か否かを判断する方法をご教示ください。なお、救済制度事務の手引きにおける各検査の上限額については確認しており、領収書記載の検査が特殊医療費に当てはまるか否かの確認方法をお尋ねしているものです。	特殊医療費に該当するかについては、下記通知をご参照いただき、医療機関にご確認いただく等して自治体にて適切にご判断ください。 ・予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法(昭和52年4月28日厚生省告示第103号) ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和52年4月28日衛発第392号) ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和52年4月28日衛情第14号)
19	共通	健康被害救済	健康被害救済制度にて、特殊医療費のみでの請求は可能か。	個別にご相談ください。
20	共通	健康被害救済	死亡一時金の申請条件である「同一生計」の取扱いについて 予防接種法に定める死亡一時金については、予防接種法施行令第17条の規定により、配偶者以外の者が申請する場合、死亡時に死亡した者と同一生計であった者に限るとされています。この同一生計に係る判断については、予防接種の実施主体である市区町村に委ねられているかと存じます。 このことについて、判断基準となる法的根拠を「所得税基本通達2-47(生計を一にするの意義)」を用いることとしてよろしいか、ご教示くださいますようお願い申し上げます。	生計同一にあたるかについては、各自治体で実態を確認いただいた上で適切にご判断ください。
21	共通	健康被害救済	過去に死亡一時金の認定を受けたものから、葬祭費の請求が来た場合の対応 死亡一時金申請時には、領収書等紛失により、葬祭費の申請がなかった市民から、葬祭にかかる費用の領収書が見つかった旨連絡がありました。 この手続き方法として、下記の対応でよろしいか確認です。 ・市町村での調査委員会は省略 ・国の認定を得るため、市から進達は必要	請求区分が異なるため、葬祭料について新たに申請、進達が必要です。 申請の際に添付する各資料については、死亡一時金の申請の際に添付いただいた資料の写しで構いませんが、市町村にて調査委員会を開催し、資料に不足がないよう確認いただけてください。また、添付資料として厚生労働大臣からの死亡一時金の認定通知の写しを付して進達してください。
22	共通	健康被害救済	令和4年度に作成されていた「全国自治体向け速報Q&A」のデータがほしい。またはデータの格納場所を教えてほしい。「予防接種健康被害救済業務Q&A集(令和6年3月)」に掲載されていない詳しい状況・内容での対応があり、参考にしたいため。	現在、改めての送付等は行っておりません。ご指摘のデータを踏まえて整理した「予防接種健康被害救済業務Q&A集(令和6年3月)」が最新となりますので、こちらをご参照ください。掲載されていない事項につきましては、個別にご相談ください。
23	共通	健康被害救済	接種対象者・接種間隔・接種方法の誤りなどにより、定期的間違ひ接種を市町村で任意接種とみなしたあと、当該接種により健康被害が生じた。その場合、接種を受けた方の救済のため、1度任意接種とみなした当該接種を定期接種として扱いを変更し、救済制度を適用させることは可能か。	被接種者に誤った接種を行わせる明らかな故意が認められる場合(例:予診時に意図的に虚偽の回答をしていた場合)など明らかに不適切な場合を除いては、市町村において定期接種であると判断し、健康被害救済の対象とすることも差し支えありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		共通		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
24	共通	健康被害救済	一度審査され不支給決定となった場合に、不支給となった理由を覆せる追加資料などがない場合にも再申請は可能なのか、また、そもそも再申請とはどのようなケースが想定されているのかご教示いただきたい	資料を追加して再度申請いただくことは可能です。 申請者が再申請するに当たり特別の法律上の根拠は不要です。 ただし、再申請の内容から新たな事実を認定できない場合には、厚生労働大臣への進達を行わずして、不支給処分が可能です。
25	共通	健康被害救済	接種当日に転出した方の接種委託料を転出元市町村が支払ったが、その後に健康被害が起こった場合、健康被害救済制度の申請を受け付けるのは接種委託料を支払った市町村が接種日に住民登録がある市町村のどちらか。 接種料を支払った市町村と接種日に住民登録がある市町村が異なる場合、市町村間で予診票等の申請に必要な資料の受け渡しをする必要があるか。	原則として、健康被害救済制度の申請窓口は予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村となります。
26	共通	健康被害救済	健康被害救済制度の対象となるか確認させてください。 間違い接種として報告した接種は、定期接種を実施しようとした接種のため、予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となるが、給付事業等の費用においては全額市町村負担となる認識で間違いはないでしょうか。	後日、個別に回答させていただきます。
27	共通	健康被害救済	健康被害救済制度の対象となるか確認させてください。 過去に間違い接種分があり再接種を実施した場合、定期接種としての接種回数と実際に接種を受けた回数が異なることがあります。実施主体である市町村が定期接種と判断した場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度の申請を受理していただける認識で間違いはないでしょうか。 【例】五種混合初回1～3回目(定期)、追加(間違い接種のため定期ではなく任意扱い)、追加(定期接種として再接種)として実施された場合、定期接種として再接種した追加(通算5回目)は、健康被害救済制度の対象となる認識です。	間違い接種について、被接種者に誤った接種を行わせる明らかな故意が認められる場合(例: 予診時に意図的に虚偽の回答をしていた場合)など明らかに不適切な場合を除いては、健康被害救済の対象とすることも差し支えありません。
28	共通	健康被害救済	予防接種健康被害救済制度にかかる医療費・医療手当の申請について、国の審査結果は認定であったものの、申請期間に対して認定期間が極端に短く、認定されなかった期間にかかる否認理由が示されていない事例があった。 認否にかかる審議は国で行われるため、本市では申請者へ通知をする際には、国からの通知で示される理由をそのまま反映せざるを得ないが、認定されなかった期間について否認理由を含まずに認定通知を作成した場合でも、行政手続法上の理由の提示義務に違反しないという認識で問題ないか。 また、このような場合において、認定されなかった期間の否認理由の提示が不要であると判断された法的根拠があればご教示いただきたい。 加えて、これまで複数の疾病について一部を否認する場合には否認理由が示されて来たのに対し、申請期間のうちの一部を認定しない場合には、否認理由を示されないことに関して、疾病の否認と期間の否認の扱いが違う理由についてご教示いただきたい。	通知の内容に関して疑義がある場合は、個別にお問い合わせください。
29	共通	その他	地方交付税措置について、A類疾病は9割程度、B類疾病は3割程度の措置があるとされていますが、予防接種実施分の地方交付税措置は、どのように算定されているのでしょうか。接種者数は健康増進報告で把握しているのかと思いますが、ワクチン単価は各市町村で異なります。もし、厚生労働省で各予防接種の単価目安を設定して地方交付税措置分を算定しているのであれば、带状疱疹や新型コロナのように国が設定するワクチン単価を示していただけませんか。	標準的な接種費用について、带状疱疹や新型コロナは定期接種化が初年度であること等を踏まえお示したものであり、定期接種から一定程度時間が経過したワクチンについては、日頃から予防接種事務を行っている市区町村の方が詳しいことから、国から改めて価格をお知らせする必要性に乏しいと考えています。
30	共通	その他	予診票の保管年数の延長が検討されておりますが、保管の方法(紙なのかデータなのか)、例えばデータ化されていれば紙での保管は不要などありましたらご教示ください。	現行、予診票については、少なくとも5年間は適切に管理・保存することを予防接種実施要領において技術的助言として示しているところです。予防接種記録の保存期間延長後の紙の予診票の扱いについては、引き続き、各自治体のご判断で適切に管理・保存をお願いします。 なお、接種実施医療機関が接種記録を登録した後に、接種実施医療機関で保管される紙の予診票の取扱いについては、別途、各自治体宛にお示しをする予定です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		共通		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
31	共通	その他	予防接種のデジタル化に対して、今後の市区町村・医療機関のそれぞれの具体的な動き・スケジュールについてご教示ください。	「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」の稼働する令和8年6月に向けて、各自治体が円滑に予防接種事務のデジタル化を進められるよう、今般、全国自治体向けの説明会を開催しましたので、詳細はこちらの資料をご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/info_session.html)
32	共通	その他	予防接種事務のデジタル化について、管内の都市医師会からは、デジタル化について難色を示す医療機関がある。推進に当たり、国から日本医師会等の関係機関への説明や情報発信、協働は予定しているか。また、その際の資料は自治体にも共有されるか。	今後、医療機関向けのデジタル化に向けた説明資料等を作成する予定であり、準備が整い次第、展開させていただく予定です。
33	共通	その他	定期接種の間違い接種報告について、過去3年分の集計資料の提供予定はあるか。	現在、情報のとりまとめを行っているところ、現時点で提供予定はありません。 なお、令和元年～令和3年度までの取りまとめについては以下に掲載しています。 ○掲載ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html
34	共通	その他	外国籍の方の転入が多くなってきており、その都度、予防接種の接種内容と接種回数を確認していますが、インターネットで検索しても探している内容がなくて困ることがあります。また、日本と接種回数・接種間隔が違う国もあり、その都度、県の予防接種センターに相談している状況です。何か参考になる文献や解決方法があれば教えていただきたいです。	諸外国の予防接種プログラムについて一覧で示している便利な文献等については国として把握しておりません。 また、WHO等に対して全ての予防接種プログラム等について国として報告しているものではありません。
35	共通	その他	・A市の乳児院にいたが、戸籍がなかったため、母の住民票があるB市が予防接種の費用を負担していた。 ・令和n年A月B日 A市に戸籍の届出が提出された。(転入適用日は令和n-1年C月D日) ・B市でいままで負担してきた接種費用について、A市が遡りを行う根拠と、その遡りの始期の考え方を教示願います。	特定の事例については、個別に相談いただけますと幸いです。
36	共通	その他	海外から転入してきた児の母から「本国で受けた予防接種の記録を捨てた」との話があり、定期予防接種実施要領第1-8-(2)や岐阜県のQ&Aから海外の予防接種については日本の定期予防接種にカウントしないとの記載があり、そのように取り扱う予定としています。 もし、海外の接種記録は無効とする根拠となる法律や通知がありましたら教えていただきたいです。よろしくお願いたします。	お示しできるような法律や通知はございません。定期接種実施要領第1-8-(2)では「海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる」と示しております。
37	共通	その他	外国籍の方が海外より転入されるケースが増加しており、国により使用されているワクチンや接種回数、時期等が異なることが想像されますが、日本で引き続き行う接種に関して材料となる資料等がございましたらご教示願います。	お示しできるような法律や通知はございません。定期接種実施要領第1-8-(2)では「海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる」と示しております。
38	共通	その他	虐待やネグレクト等により定期予防接種を受けられなかった者の取り扱いについて、予防接種法施行規則第2条の8第4号に該当するものと取り扱って差し支えないとの通知があった。判断にあたっては、児童相談所による対応履歴を確認する等とあげられていたが、児童相談所からそのような書類をいただけなかった場合は判断が難しい。判断する根拠として、他にどういったものが考えられるか、事例等把握していれば、ご教授をお願いします。また、虐待を理由に特別の事情として認めた場合、報告はどのようにすればよいか。	判断の根拠については、個別の事情を踏まえ、自治体で適切に御判断いただければと思います。報告は通常の特例措置と同様に報告願います。
39	共通	その他	保護者の同意について、児童福祉施設に入所している児について、施設長が施設職員へ委任するとの方法で施設職員が同伴することの問題ないか。また、その際の委任状について、自署することが基本であると思うが、困難な場合はゴム印や印字とし、押印をする方法でもよいか。	前段適切な同意に基づいていれば、差し支えないと考えます。 後段は真正性が担保されるのであれば、差し支えないと考えます。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	共通
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
40	共通	その他	オーバーステイの母から生まれた児が医療機関に入院中の場合、予防接種の実施主体はどこになるのか。 入管法第22条の2第1項の規定より当自治体に在留していたが、60日間経過後、予防接種を接種する場合、予防接種実施主体は入院している医療機関の所在地である自治体になるのか。それとも、母の居住先の自治体になるのか。	各自治体で定期接種の対象とすることを判断いただいて差し支えございません。
41	共通	その他	予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の対象者について「戸籍又は住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である当該市町村に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で定期接種をすることは差し支えない」とあるが、「居住していることが明らかな場合」というのは口頭での確認か、それとも目視か。	各自治体で御判断いただいて差し支えございません。
42	共通	その他	予防接種デジタル化に関し、先行自治体実施による住民や医療機関からのフィードバックおよび改善点があれば教えてほしい。関する資料が既出であればご教示いただきたい。	先行実施事業については、今般実施している第3回自治体説明会(7月4日開催)においてご紹介しておりますので、そちらをご覧ください。 今後の全国展開の方向性及びスケジュールについては、今般実施している自治体説明会資料をご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/info_session.html)
43	共通	その他	定期接種実施要領第1の20について、B類疾病に係る定期接種の実施に当たり、通常の方法による定期接種においては接種費用に係る実費を徴収していない(又は、一部を徴収している)場合、当該実施要領の規定による接種についても、接種に係る費用について、償還払い等の配慮を求める意図があるか。	定期接種実施要領第1の20は、A類疾病に限定した記載ではなく、B類疾病に係る定期接種の実施についても、同様の配慮をご検討ください。
44	共通	その他	(前提) 予防接種済証について …令和6年度第3回予防接種自治体向け説明会において、(次第5. 予防接種済証の様式改正について)「市区町村の氏名の記載は不要とのことでしたが、公印は必須か。…」との問合せに対し、「省令でお示ししている様式に「印」と記載しているとおり、公印が必要です。」と回答がありました。 また、予防接種法施行規則第四条及び定期接種実施要領の16(1)の規定により、定期接種を受けた方に対して、各自治体は公印を押印した予防接種済証を交付する必要があると理解しておりますが、乳幼児や小児等を対象とした定期接種は、予防接種済証の交付を母子手帳への記載に代えることができる一方、高齢者の定期接種は代替規定が存在しません。 接種当日に現場で予防接種済証を交付するためには、公印を押印した予防接種済証(白紙)を医療機関等に備え付けることが考えられますが、本市のコンプライアンスに抵触します。 以上を踏まえ、次のとおり質問いたします。 <質問> ①予防接種済証は、被接種者全員に交付する必要がありますか。それとも希望者のみに交付しても問題ありませんか。 ②予防接種済証は、自治体の判断で公印省略としてもよいでしょうか。 ③仮に、被接種者全員に交付かつ自治体の判断で公印省略できない場合、予防接種済証の交付手順例(フローチャート)等をお示しください。	①施行規則第4条第1項の規定に基づき対応願います。 ②過去にお示ししているとおり、省略できません。 ③各自治体で御判断ください。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	共通
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
45	共通	その他	<p>定期接種実施要領の20他の市町村等での予防接種において「(注)居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと。」としている。</p> <p>転出予定日と転出確定日の関係等で、保護者が転出前の自治体で定期接種費用を負担できると誤認した場合など、一概に保護者の認識違いだけを指摘できるものでない事案に対し、接種日に住民登録がある転入後の自治体が、実施要領の(注)により事後申請による対応ができるとして判断して差し支えないか。</p>	各自治体で御判断いただいて差し支えございません。
46	共通	その他	<p>予防接種の接種勧奨を目的とした、市民を対象とするポスターやリーフレット、郵送物等についてご教示ください。</p> <p>①医薬品医療機器等法上の広告に該当するか。 ②医療用医薬品の製品名の記載や誇張表現は許容されるのか。 ③地方公共団体が作成するものとそれ以外(医師会や医療機関等)が作成するものの中で、規制等の取扱いに違いはあるか。</p>	予防接種課所管法令の範囲外のため回答を持ち合わせておりません。
47	共通	その他	ワクチン接種記録の保存期間について、令和6年3月の予防接種基本方針部会にて保存期間の見直しが行われているが、検討状況はいかがか。	令和7年7月2日の予防接種基本方針部会において、予防接種記録の保存期間については、現行の「接種を行ったときから5年間」を「接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間」に見直す方針で了承を得ました。今後は、必要な省令改正等を進める予定です。
48	共通	その他	予防接種の接種率について算出方法を知りたい。明確な方法や基準がなければ、対象者の抽出における基準日の設定の目安があればお示しいただきたい	定期予防接種の実施率は、実施人員を対象人口(それぞれの標準的な接種年齢期間の総人口を総務省統計局推計人口(各年10月1日現在)から求めた数)で除して算出しております。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/5.html
49	共通	その他	<p>転出日に受けた予防接種の接種委託料は転出先、転出元どちらの市町村が支払うか(定期接種として扱う市町村はどちらになるか)。</p> <p>本市としては転出日の接種は転出先市町村の住民であるため、接種委託料の支払いをしていない。転出日に転出元の市町村で接種を受け、その日に本市に転入した場合は、遡って接種接種料を支払っている(定期接種実施要領 第1総論20(注)に基づく)。</p> <p>統一の基準がないため、転出先も転出元も支払わない市町村間で被接種者の異動があった場合、定期接種にかかわらず市町村により接種接種料の支払いが行われず、被接種者が接種医療機関の負担となる場合がある。また、このようなケースへの対応に事務量が増え、市町村の負担となっているため基準を伺いたい。</p>	お示しできる基準を持ち合わせておりません。市町村間での調整をお願いします。
50	共通	その他	<p>間違い接種であるかどうかに関係なく、実施主体である市町村の判断で、副本登録し、被接種者(保護者)がマイナポータルで接種歴を証明(確認)できる認識で間違いはないでしょうか。</p> <p>予防接種のデジタル化が進む中、現在の副本登録には定期接種しか仕様がなく、認識の齟齬があるといけないため教えていただきたいです。</p> <p>なお、間違い接種の実例として、2歳でMR1期を接種してしまったケースなどがあります。この場合、市町村が副本登録すれば5年はマイナポータル上に情報が掲載され、副本登録しない場合、接種歴の確認は母子健康手帳のみとなるが、副本登録するか否かの判断は市町村の判断となる認識です。</p>	自治体が定期接種と判断した接種記録については、副本登録によりマイナポータルで接種履歴を確認することができます。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		共通		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
51	共通	その他	過去の質問票の回答において、全般的に「接種医の判断を踏まえ、自治体で判断をしてください」との記載がありますが、定期接種(法律)において、接種医の判断を踏まえ、自治体の裁量に大きくかかると自治体によって受けられるサービスや対応に差が生じる場合もあるかと思えます。できる限り基本的な「国が示す指針(接種方法、接種対象者全般)」を示していただきたいです。	御意見として承りました。
52	共通	その他	医療行為により免疫を失うという定義について。免疫療法を行った方は、全てのワクチンの抗体価が下がるのかどうか。	免疫療法の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、一般的に免疫抑制剤を使用すると接種したワクチンの抗体価が下がることが知られています。
53	共通	その他	16歳未満の子どもの個別接種の際、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、保護者からの委任状があれば、被接種者の健康状態を熟知する親族等が同伴し接種できると認識しているが、この場合、予診票に記載する保護者同意書自署欄は、委任された同伴者の自署のみでよいか。保護者の自署も必要か。	予防接種法第2条第7項に定める「保護者」の同意が必要です。
54	共通	その他	寝たきり等で意思の確認が非常に難しい方について、本人の意思がはっきりしていた時の予防接種に対する考え方やその他健康に関する考え方等を基に、本人の意思が尊重されるよう、「家族等が本人の意思を慎重に推定」することで「本人の接種の意向を丁寧に酌み取り」、接種を行うことは、状況によっては可能といえるか。	状況によっては可能と考えます。
55	共通	その他	16歳未満の子の予防接種において保護者双方の考えが異なる場合の対応についてご教示ください。例)親権を有する父は反対しているが、親権を有する母は接種希望である。医師はその状況を知ったうえで、文書により同意を母から得られれば接種して差し支えないのか。	一概にお答えすることは困難ですが、親権者1名からの同意をもって接種を行うことは差し支えないと考えます。
56	共通	その他	予防接種法施行規則にて、定期接種の対象から除かれる者として、明らかな発熱を呈している者が規定されています。各社予防接種の実施に係る書籍では、明らかな発熱を37.5℃以上と示していますが、37.5℃以上を示すが平熱が高く、医師が問診を経て明らかな発熱と判断されなかった場合は、本規定には該当しないという認識でよろしいでしょうか。	予防接種法施行規則第二条において、明らかな発熱を呈している者は予防接種の対象者から除かれる者として規定されています。
57	共通	その他	予算システムについて 標準化予定年度ごとに、移行のスケジュール(補助金申請など含め)を出す予定はあるのか。スケジュールを出す予定があるのであれば、具体的な補助金の内容などを知りたい。	補助金関係でスケジュールを示す予定はありませんが、お伝えできる情報については、速やかに周知を行ってまいります。
58	共通	その他	接種証明書について 自治体が証明する範囲については、自治体独自の判断で良いか、予診票保存年限の5年しか証明できない等を知りたい。	「接種証明書」の意味するところによりませんが、自治体の判断で、自治体の保有する情報の範囲内で証明することは差し支えございません。
59	共通	その他	外国からの帰国者の海外における予防接種歴について、日本の定期予防接種との比較・参照方法および記録の取り扱いについて、ご教示ください。	お示しできる基準はございません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	共通
------	----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
60	共通	その他	B類の予診票様式の下、予防接種の希望書欄、「同意します」の被接種者自署について、※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名と被接種者との続柄を記載 とあります。代筆者の氏名は記載されているものの、被接種者自署欄に署名がない場合で、署名の記載を求めたところ、医療機関から、上部の住所・氏名の欄に名前があるから必要ないと返答がありました。本人が同意の上、代筆者が代筆し、被接種者自署欄に署名はないものの、代筆者氏名を記載している、このような場合の取り扱いはどうなりますか。	一概にお答えすることが困難な事例と考えます。なお、実施要領でお示しているのは参考様式ですので、自治体等の判断で予診票を作成いただくことは差し支えございません。
61	共通	その他	国が算出している予防接種の接種率における対象人口の考え方について、それぞれの予防接種の種類ごとにご教示いただきたい。	定期予防接種の実施率においては、それぞれの標準的な接種年齢期間の推計人口を対象人口としております。 詳細は厚生労働省HPをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/5.html
62	共通	その他	質疑応答が毎年あるが、自治体によっては過去応答からの引用があり、内容が引き継がれているが、数年前と同じ質問があるなど引き継がれていない自治体もある。日本ワクチン産業協会から発行されるQ&A集に収められている部分もあるようだが、過去の分も含め、取りまとめられる予定はないか。	質疑応答集はその時点の情報に基づき作成しているものであり、過去分を取りまとめる予定はありません。
63	共通	その他	予診票をPDF等で電子データにより保管する場合、予診票原本も保管する必要があるか。	現行、予診票については、少なくとも5年間は適切に管理・保存することを予防接種実施要領において技術的助言として示しているところです。
64	共通	その他	骨髄移植やがん治療のため、接種した予防接種の効果が不十分と思われる方への再接種について、医療保険等が適応となる可能性はありますか。小児だけでなく成人でも予防接種が必要という問い合わせがあるため、ご教示いただきたいです。	予防接種課所管法令の範疇外のため回答を持ち合わせておりません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
1	その他	接種方法	五種混合ワクチンはゴービック、クイントバックの2種類の製剤があり、製剤間の交互接種の互換性は示されていませんが、同じように複数の製剤がある四種混合、日本脳炎、B型肝炎の製剤間の互換性が認められているかご教授いただけますか。	日本脳炎ワクチンについては、ジェービックVを第1期として接種した後、エンセバックを第2期として接種した場合の有効性・安全性について確認した研究があります。 https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2011/113091/201123002A/201123002A0003.pdf https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2011/113091/201123002A/201123002A0004.pdf B型肝炎ワクチンについては、ビームゲンとヘプタバックスとの互換性は確認されています。
2	その他	接種方法	(予防接種済証の様式) 第四条 定期の予防接種を行った者は、当該定期の予防接種を受けた者に対して、予防接種済証(様式第一号)を交付するものとする。 とあり、別添のとおり様式が定められています。 この様式に記載する内容について、市町村の裁量が認められるのでしょうか？ 例えば、医療機関で接種の際に、市町村で定めた独自の様式(市長名や公印なしの代わりに医療機関名あり)で交付した場合に、改めて予防接種済証(様式第一号)を交付する必要があるかどうか。	予防接種済証については、施行規則の規定に基づいて交付願います。
3	その他	接種方法	Hib4回、四種混合3回接種済みの場合の接種方法について、①→③の優先順位で接種するという理解で良いのか？ ①四種混合で残りの回数分接種。 ②四種混合の在庫がない場合、三種混合+ポリオを用いて残りの回数分として接種。 ③四種混合の販売終了後で三種混合の入手も困難な場合、五種混合を用いて、残りの回数分接種。この場合、Hibが過剰摂取となるが良いのか？	四種混合ワクチンの成分に対する予防接種として、いずれに方法も省令上、定期接種として扱うことが可能です。どの方法を選択するかは、被接種者またはその保護者に対して、予防接種の有効性、安全性、副反応について説明を行ったうえで、判断してください。
4	その他	接種間隔・期間	「標準的な接種期間」は定期接種実施要領により技術的な助言として定められているが、定めるにあたり何かエビデンスがあるのか。	各ワクチンについて、薬事承認時の臨床試験で検証された内容や審議会で議論された内容を踏まえて適切と考えられる接種間隔を定めています。
5	その他	接種間隔・期間	異なるワクチンの接種間隔について、生ワクチンでは、接種後27日以上の間隔をおかなければ、他の生ワクチンの接種を受けることはできないが、同時接種であれば生ワクチンを接種できる医学的根拠を教えてください。	同時接種は可能となっている根拠について、国から文書としてお示しているものではありませんが、日本小児科学会の「日本小児科学会の予防接種の同時接種に対する考え方」には、同時接種について現在分かっていることとして「複数のワクチン(生ワクチンを含む)を同時に接種して、それぞれのワクチンに対する有効性について、お互いのワクチンによる干渉はないこと、複数のワクチン(生ワクチンを含む)を同時に接種して、それぞれのワクチンの有害事象、副反応の頻度が上がることはないこと」が挙げられています。
6	その他	研究・開発	RSワクチン、おたふくワクチン(単独またはMMR)定期化について進展はありますでしょうか。	現時点でお示しできるものではありません。
7	その他	研究・開発	6混など4つのワクチンの定期接種化に向けた動きがあるが、4種混合ワクチン(麻しん・風しん・おたふく風邪・水痘)接種間隔など新たな情報はるか。	現時点でお示しできるものではありません。
8	その他	研究・開発	小児におけるRSウイルス感染症の予防として、ワクチン評価に関する小委員会において、ファクトシート作成に進んでいることは承知しているが、具体的に定期接種になる見込みはいつごろか。	現時点でお示しできるものではありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
9	その他	研究・開発	R6.6.20開催のワクチン評価に関する小委員会にて、MMRワクチンについてファクトシートの追記を行うとされていたが、進捗状況はどうなっているか。 また、定期化への議論はいつ行われるのか。	現時点でお示しできるものではありません。
10	その他	研究・開発	RSウイルス(母子免疫)の定期接種化の検討が進められているが、国として定期接種化の目標時期があれば現時点の見立てで良いので示していただきたい。また、現行は任意接種で副反応があった場合PMDAの対象と思いますが、接種は母体のため胎児に影響があった場合に胎児は補償の対象となるのか。その他定期化、母子保健対応の動きなどがあればご教示いただきたい。	現時点でお示しできるものではありません。
11	その他	研究・開発	現在、国内製薬事業者によるMMRワクチンの開発・評価などが進められているおたふくかぜワクチンについて、定期接種化検討の進捗状況、または目標時期などを現時点の見立てで良いので示していただきたい。MMRの復活になるのか、単味なのか等	現時点でお示しできるものではありません。
12	その他	研究・開発	来年度、定期接種化になる可能性がある予防接種はあるのか。	現時点でお示しできるものではありませんが、最新の予防接種・ワクチン分科会等の審議会の資料を御確認下さい。
13	その他	健康被害救済	健康被害救済制度の窓口が市町村となっていますが、厚生労働省のホームページに記載されている内容の詳細について住民より問い合わせがあった場合、市町村で回答が難しく相談したい時は、相談窓口は、保健所でしょうか。国に市町村から直接相談してもよいのでしょうか。また、住民が直接手続きや書類についての具体的な問い合わせができる相談窓口が国にあるのでしょうか。ご教示ください。	市町村において疑義が生じた際は、都道府県を経由して弊省に照会をお願い申し上げます。予防接種健康被害救済制度における請求者の相談・請求窓口は、市町村となっており、国に相談窓口はございません。
14	その他	健康被害救済	RSウイルスワクチンについて、現在定期接種とはなっていないが、検討される際には以下の点についてしっかり議論をしたうえで基準を明確にしてほしい。 妊婦に接種した後、胎児が死亡したり出生児に障害があった場合も健康被害の対象となりうるのか。あくまで妊婦本人の健康被害のみであり、胎児や出生児の障害等は対象外となるのか。	ご意見として承ります。
15	その他	健康被害救済	平成17年6月7日付健発第〇六〇七〇〇一号「定期の予防接種による事故の防止について(勧告)」の2で健康被害の取り扱いについて記載があるが、その解釈について教えていただきたい。 定期予防接種が適切な接種方法で行われなかった場合、定期予防接種と認めず任意予防接種として取り扱うことは問題ないか。 また、その接種によって健康被害が生じた場合、健康被害救済制度の対象になるか。健康被害救済制度の対象となる場合、国庫負担の対象となるか。	・任意予防接種でない場合は、被接種者に誤った接種を行わせる明らかな故意が認められる場合(例:予診時に意図的に虚偽の回答をしていた場合)など明らかに不適切な場合を除いては、健康被害救済の対象とすることも差し支えありません。 ・国庫負担の対象については、ご確認いただいている平成17年6月7日付健発第〇六〇七〇〇一号「定期の予防接種による事故の防止について(勧告)」2のとおりとなります。(関連:No.16東京都16)

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
16	その他	健康被害救済	<p>厚生労働省健康局結核感染症課長通知(平成17年6月7日付健感発第〇六〇七〇〇一号)について、お伺いします。</p> <p>同通知の「2 健康被害に対する取扱いについて」において、『適法な定期の予防接種が実施されなかった場合に、健康被害が生じたときは、第一義的には、当該定期の予防接種を実施した市町村に損害賠償責任が生ずるものであること。』</p> <p>なお、予防接種法第十一条第一項に基づく定期の予防接種による健康被害の救済の給付の申請があって、厚生労働大臣による因果関係の認定があった場合においては、市町村は救済の給付を行うこととなるが、これについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定により、予防接種法第二十三条第二項による国庫の負担の対象外となること。』と記載があります。</p> <p>この点について、以下質問します。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に係る臨時接種を実施していた際の「全国自治体向け速報Q&A」項番2793の回答として『新型コロナワクチンに関する予防接種健康被害救済制度については、過失の有無に関わらず救済制度の対象になります。最初の接種を無効と考慮してやり直しの1回目の接種を行い、更に2回目の接種を行った場合(接種行為としては計3回)も、無効となった最初の接種を含め、全ての接種が救済制度の対象となります。』とあります。なぜ臨時接種においては、過失の有無に関わらず救済制度の対象となるのか、お示ください。</p> <p>また、同回答の解釈が成り立つのであれば、同通知による適法な定期接種が実施されなかった場合においても、間違い接種による過失を問わず、救済制度の対象とすべきと考えますが、取り扱う際の根拠や解釈を示してください。さらに、適法な定期接種が実施されなかった場合においては第一義的に市町村に損害賠償責任が生じるとありますが、この点については現時点も同様の考えでしょうか、。</p> <p>②同通知において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定により国庫補助の対象外となるとありますが、対象外となる旨を規定している補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の具体的な条項箇所をお示ください。また、仮に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定により国庫補助の対象外となるのが適正な法運用とお考えであれば、上記①の新型コロナウイルス感染症に係る臨時接種に係る救済制度の国庫補助金が適正なものであるという根拠をお示ください。</p>	<p>①特例臨時接種におけるコロナワクチンについても、取り扱いに変わりありません。(参考:No.15 東京都12)</p> <p>②後日、個別に回答させていただきます。</p>
17	その他	健康被害救済	<p>一部の自治体では、発行した定期接種の予診票を使って接種したにもかかわらず、間違い接種が起こった場合(重大な健康被害(針刺し事故)や接種間隔の1日ズレ(B型肝炎の3回目を1回目から138日目に接種等の程度問題を含めず、全ての間違い接種)は定期接種としては認めず、予診票を医療機関に返戻し、任意接種扱いとしている自治体があります。以下の①～③の取り扱いについて国の見解をお示ください。</p> <p>① 定期接種の予診票を使用した間違い接種で健康被害発生した場合、定期接種の規定から外れた接種(委託医療機関側(医師会など)のミス)のため、任意接種扱いとするのは、自治体の裁量でしょうか。もし、そのような運用に問題ないとするれば、市民は定期接種を受けたと思っていたのに、委託先や自治体のミスで任意接種に扱いが変わり、健康被害の救済内容がかなり変更となります(国民にとって不利益です)。そのような自治体の取扱いは問題ないか、ご教示ください。</p> <p>② とある自治体は、定期接種での間違い接種をすべて任意接種扱いとし、費用については、医療機関と接種を受けた市民で調整するようにしているそうです(提出された定期接種の予診票(間違い接種)を受理すらない)。そのような運用が、許されるのか教えてください。</p> <p>③ 接種を行った医師(医師会などの委託医療機関の医師)は、故意または重大な過失がない限り、定期接種によって生じた健康被害の賠償責任は問われないものと認識しておりますが、厚生労働省としてその認識で問題ありませんか(昭和52年3月7日付衛発第186号 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について(最終沿革 平成6年8月25日健医発第961号))</p>	<p>①・② 予防接種法に基づく予防接種の事務については、市区町村の事務であり、国では個別の事案について把握・判断しかねるため、自治体において適切に判断の上、対応をお願いしているところです。なお、接種を受ける方の不利益に直結するような取扱いとすることは、個別事例に応じて判断するなど慎重になるべきと考えます。</p> <p>③ ご認識の通りです。</p>

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
18	その他	健康被害救済	<p>厚生労働省健康局結核感染症課長通知(平成17年6月7日付健感発第〇六〇七〇〇一号)について、お伺いします。</p> <p>同通知の「2 健康被害に対する取扱いについて」において、『適法な定期の予防接種が実施されなかった場合に、健康被害が生じたときは、第一義的には、当該定期の予防接種を実施した市町村に損害賠償責任が生ずるものであること。』</p> <p>なお、予防接種法第十一条第一項に基づく定期の予防接種による健康被害の救済の給付の申請があつて、厚生労働大臣による因果関係の認定があつた場合においては、市町村は救済の給付を行うこととなるが、これについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定により、予防接種法第二十三条第二項による国庫の負担の対象外となること。』と記載があります。</p> <p>この点について、以下質問します。</p> <p>・健康被害の救済給付申請に対し、厚生労働大臣による因果関係の認定があつた事例でかつ、適法な定期の予防接種が実施されなかったがために予防接種法の規定による国庫の負担の対象外となった事例が実際にあるのか教えてください。(公表に問題があれば、個別にでもよいので、教えてください)</p>	後日、個別に回答させていただきます。
19	その他	健康被害救済	健康被害の認定を受けて、手帳を持っている方が、手帳の交付を受けた住所地から転居した場合、転居以降の医療費・医療手当の申請は転居先の市区町村に申請するのか、それとも認定を受けた転居前の市区町村に申請するのか教えてください。また、転居後の市区町村に申請するとなれば、市町村間で情報提供を行う想定される手順はありますか。	接種時に住民票があり、申請・認定のあつた自治体となります。
20	その他	健康被害救済	健康被害の認定を受けて手帳を持っている方が、認定後の医療費・医療手当を申請しようと医療機関に受診証明書を求めた際に、その医療機関から接種から数年たっており、経過がわからないと証明書が出せないとされたケースがあります。手帳に記載されている医療機関あての説明文を伝えてもその医師が納得されず、書面で経過や制度がわかるものを求められています。健康被害の認定後の受診証明書作成の協力について医療機関や医師の理解を得るために国として周知を図ってほしいが、その予定はありますか。	令和7年7月7日付け事務連絡「予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について」を发出しております。
21	その他	健康被害救済	予防接種法に基づく健康被害救済制度について、医療費は「医療保険等の療養に関する費用の額の算定方法の例による医療に限る。」とされているが、整骨院は医療法における「医療提供施設」に該当しないため、整骨院において保険適用で受けた施術については、対象外であるという認識でよいか。	認定された疾病にかかる保険適用の治療であれば、自己負担分が支給の対象となります。
22	その他	健康被害救済	健康被害救済制度の申請を受け付ける際に、受診証明書や領収書の提出を求める必要があるのでしょうか。医療機関によっては、受診証明書作成に料金が発生する場合があります。申請者にとって労力やお金がかかる上に、市区町村においても確認にかなりの時間を要します。審査の結果が否認になった際、申請者からのクレームにもつながるため、申請時ではなく、審査の結果認定となった後に、提出を求めるよう制度の変更はできないでしょうか。	受診証明書等の書類は、申請を希望される方の申請に係る症状又は疾病について医療機関を受診したことを示すもの等です。 自治体におかれましては、令和7年7月7日付け事務連絡「予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について」の内容について御了知いただくとともに、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。
23	その他	健康被害救済	予防接種リサーチセンターによる予防接種健康被害者等のための保健福祉事業について、新型コロナワクチン(特例臨時接種)による健康被害認定者も支援の対象に含まれていますか。含まれていないのであれば、今後追加される予定はありますか。	現時点で含まれておりません。 都道府県におかれましては、新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業の活用をご検討ください。
24	その他	健康被害救済	風しん第5期予防接種対象者でMRワクチン接種後、急性散在性脳脊髄炎で治療中の方より、仕事ができないことの就労保障制度はないかの問い合わせがあります。今後健康被害救済制度に、就労補償に関する補償もご検討いただくことは可能でしょうか。	予防接種健康被害救済制度における障害年金の給付の範囲である予防接種法施行令第13条及び別表第2においては、障害の状態として労働の制限についても観点がございます。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
25	その他	その他	妊婦対象のRSウイルスの定期接種化の有無、および検討状況を教えていただきたい。	現時点でお示しできるものではありません。
26	その他	その他	予防接種事務のデジタル化について、R8年度より運用が予定されていますが、現時点での見通しやスケジュールはどのようになっていますでしょうか。	「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」の稼働する令和8年6月に向けて、各自治体が円滑に予防接種事務のデジタル化を進められるよう、今般、全国自治体向けの説明会を開催しましたので、詳細はこちらの資料をご確認ください。(HPのURL記載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/info_session.html)
27	その他	その他	予防接種従事者研修会について、ハイブリッド形式での開催をお願いしたい。	今年度については、関東ブロックで実施する講義に関して、従事者研修会全日程終了後、11月頃より1ヶ月程度、動画配信することを予定しておりますので、ご検討のほどお願いいたします。
28	その他	その他	ムンプスワクチン(MMR)の定期予防接種化はいつ頃を目指していらっしゃるのか伺いたい。	現時点でお示しできるものではありません。
29	その他	その他	小児がん等の治療を行った小児へのワクチン再接種費用を助成する自治体が増えていますが、特例措置など制度化する見込みはありますか	予防接種法施行令第三条に長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかったと認められるものに関する規定等を定めております。
30	その他	その他	妊婦におけるRSウイルスワクチン接種定期化の動向について	現時点でお示しできるものではありません。
31	その他	その他	本研修会のオンライン開催について、昨年度の実績を踏まえご検討いただけると回答がありましたが、今年度も現地参集となっております。オンラインでの開催は難しいのでしょうか。	今年度については、関東ブロックで実施する講義に関して、従事者研修会全日程終了後、11月頃より1ヶ月程度、動画配信することを予定しておりますので、ご検討のほどお願いいたします。
32	その他	その他	新たな定期接種が始まる際、決定から開始までの期間が非常に短くなってきており準備や予算の確保に困難を極めておりますが、期間が短くなってきている理由をご教示ください。	定期接種化については、審議会で十分な議論を経ており、かつ、自治体説明会等で可能な限り事前にお示ししているところです。今後とも、市町村における準備も考慮し、極力、早期に定期接種化の方針をお示しできるよう努めます。
33	その他	その他	定期化に関する詳細(法令、実施要領の開示、その他接種方法の決定など)を自治体へお示しいただくまでの、標準的なスケジュールなどありましたらご教示ください。	特にございませぬ。
34	その他	その他	PMH事業や、マイナポータル又は民間アプリでの電子予診票の請求業務を先行的に行っている自治体の実例や、見えてきた課題をご教示いただきたい。	PMHの先行実施においては、請求業務まではデジタル化のスコープとしておりませぬ。令和6年度の事業については、第3回自治体説明会(7月4日開催)でご説明したところですが、今年度事業の中でも引き続きアンケート調査等は行う予定であり、改めて見えてきた課題やいただいたご意見等については、とりまとめの上、共有をさせていただく予定です。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
35	その他	その他	予防接種記録の保存期間の延長が検討されているが、予防接種記録に、紙の予防接種票が含まれているかご教示いただきたい。	現行、予防接種票については、少なくとも5年間は適切に管理・保存することを予防接種実施要領において技術的助言として示しているところ。予防接種記録の保存期間延長後の紙の予防接種票の扱いについては、引き続き、各自治体のご判断で適切に管理・保存をお願いします。なお、接種実施医療機関が接種記録を登録した後に、接種実施医療機関で保管される紙の予防接種票の取扱いについては、別途、各自治体宛にお示しを予定しています。
36	その他	その他	予防接種事務のデジタル化にあたり、今後のスケジュール及びシステム改修・民間アプリ導入経費等に係る補助制度の予定(有無)について、現時点での見通しをご教示いただきたい。	令和7年度補助事業として、健康管理システム改修に係る経費の一部補助(補助率1/2)を実施します。民間アプリ導入経費への補助等については、今後財政当局と調整してまいります。
37	その他	その他	予防接種事務のデジタル化について、医療機関システムの改修の具体的な内容を示していただきたい(電子カルテ改修かタブレット導入など)。また、改修費の補助金の有無や内容について示していただきたい。	電子カルテシステムを利用した情報連携に関しては、早くとも令和9年度以降となる見込みです。そのため、当面は民間アプリの利用を前提としております。なお、民間アプリの費用負担に関する補助も、今後財政当局と調整してまいります。
38	その他	その他	予防接種事務のデジタル化において、民間アプリ導入検討の参考のため、先行事業で使用しているマイナポータル上のデジタル予防接種票の仕様やサンプルを示していただきたい。	先行実施事業で使用しているマイナポータル上のデジタル予防接種票のサンプルにつきましては、デジタル庁のこちらの記事を参考としてください。 https://digital-gov.note.jp/n/naba17010ae45
39	その他	その他	予防接種事務のデジタル化において、日類疾病の高齢者がスマホ等を用いて、デジタル予防接種票を提出することが難しい人も多くいると思うが、その場合の対応はこれまでと同様に紙の予防接種票を使う想定なのか。	デジタル化後においても、従来の紙の予防接種票を使用した接種も可能とする想定です。
40	その他	その他	おたふく風邪予防接種について定期接種化の見込みはあるか。	現時点でお示しできるものではありません。
41	その他	その他	妊婦・高齢者に対するRSウイルスワクチンについて、安全性や効果について教えていただきたい。定期接種化の見込みはあるか。	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありません。
42	その他	その他	もともと父親のいない母子家庭の乳幼児で、母親が行方不明、ネグレクト等で連絡がとれないため委任状もとれない状況にある児。現在祖父母が育てており、祖父母と養子縁組をする申請をしている。児相や施設に入っているわけではない。この場合、養子縁組が成立しなければ、親権者がいないため定期予防接種を受けることはできないのか。	予防接種法第2条第7項において、「保護者」とは、親権を行う者又は後見人とされており、これらに該当する者の同意が必要となります。
43	その他	その他	子どものおたふくかぜワクチンの定期接種化につきまして、現在の状況をお聞かせ願えますでしょうか。また、その他定期接種となる可能性のあるワクチンが他にございましたら併せてお願いいたします。	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありません。
44	その他	その他	予防接種については、厚生労働省及び子ども家庭庁において令和7年度まで先行事業及び実証事業を実施していると聞いておりますが、それらの先行事業及び実証事業に関する情報提供、今後の全国展開の方向性及びスケジュールについて、ご教示ください。	先行実施事業については、今般実施している第3回自治体説明会(7月4日開催)においてご紹介しておりますので、そちらをご覧ください。今後の全国展開の方向性及びスケジュールについては、今般実施している自治体説明会資料をご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekakaku-kansenshou/yobou-sesshu/info_session.html)

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	その他
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
45	その他	その他	母子健康手帳の予防接種様式には、ワクチンの英語表記がありますが、国の予防接種済証はコロナ以外英語表記がありません。予防接種済証のみ英語の表記がない理由をご教示ください。また、英語表記を加える検討をお願いいたします。	御意見として承ります。
46	その他	その他	令和7年度中に、新しく定期接種化される予定の予防接種があれば、お教えてください。	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありませんが、最新の予防接種・ワクチン分科会等の審議会の資料を御確認下さい。
47	その他	その他	RSワクチンの定期接種化の見込みについて	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありません。
48	その他	その他	今後、追加で定期接種になる可能性があるワクチン(RS、おたふくかぜワクチン、肺炎球菌等)があれば定期化される時期、接種対象者について教えてください。	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありません。
49	その他	その他	虐待やネグレクト等により敵の予防接種を受けられなかった者の取扱いは令和6年7月31日付け感予発0731第3号で、予防接種施行規則第2条の8第4号に該当するものと取り扱って差支えないこととされていますが、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由や期間を担保するには、誰が申請し、どのように証明したらよいでしょうか。	各自治体で適切に御判断願います。判断に困る事例がございましたら、個別に御相談ください。
50	その他	その他	予防接種に関する記録についての質問です。 被接種者より、過去の定期接種歴の情報提供の依頼があった際、接種から5年以上経過している等の場合、予防接種法施行規則第3条第2項に基づき、市独自の様式にて情報提供を行っていません。特例臨時接種として行った新型コロナウイルス感染症の予防接種も、「定期の予防接種等」の”等”に該当すると考え、同様に情報提供を行うことは可能でしょうか。または、特例臨時接種の接種歴の書面での提供としては、予防接種済証または接種証明書に限られますでしょうか。	法令に基づき情報提供を行っていただくことは差し支えございません。施行規則第3条第2項に基づく情報提供を行っていただく場合、開示をするのは、同条第1項に作成された記録になります。
51	その他	その他	令和8年度から開始予定の予防接種業務のデジタル化について、進捗状況を教えてください。	「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」の稼働する令和8年6月に向けて、各自治体が円滑に予防接種事務のデジタル化を進められるよう、今般、全国自治体向けの説明会を開催しましたので、詳細はこちらの資料をご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/info_session.html)
52	その他	その他	RSウイルスの定期予防接種化について、現時点での接種開始時期等の方向性についてご教示ください。	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありません。
53	その他	その他	おたふく定期化について動きはあるのか。	定期接種化について、現時点でお示しできるものではありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短時間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン	その他
------	-----

NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
54	その他	その他	RSワクチンについて、定期接種化の有無、今後の方向性等	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
55	その他	その他	乳幼児の場合、予診票の保護者自署欄が内縁の夫でもよいのか？ 例えば、保護者は親権者である母親だが、内縁の夫が連れていく場合の保護者自署欄の記載について確認したい。	予防接種法第2条第7項において、「保護者」とは、親権を行う者又は後見人とされており、これらに該当する者の同意が必要となります。
56	その他	その他	海外で接種されているお子さんが日本で受ける接種について【R6年度 予防接種必携 P164 Q38】に示されているが、海外での各種接種回数と日本での接種回数が同じとは限らない。保護者と接種医の間で決めていくことにはなるが、過剰接種による副反応の危険性があるワクチンは何がありますか？	個別具体的な内容が不明のためお答え出来かねます。
57	その他	その他	本市では新型コロナウイルス感染症の感染予防のため接種時期を逃した場合の延長措置について、令和2年3月以降令和6年3月までの期間中対象であった予防接種について、延長措置を行っている。この見解でよいか。	差し支えございません。 なお、新型コロナウイルス感染症に起因する事情によりやむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者について、令和6年4月1日以降においては、同日以降に生じた新型コロナウイルス感染症に起因する事情により規定の接種時期内に定期接種を実施できなかった場合については施行規則第2条の5第3号(※)に該当しないものとしているのは、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について(施行通知)」(令和6年3月29日付け感発0329第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)により通知したとおりです。
58	その他	その他	RSウイルス定期接種化に向けての動向。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
59	その他	その他	おたふく定期接種化への見通し。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
60	その他	その他	RSワクチンについて、今後定期接種になると思われるが、現段階でどのように検討されているか、検討状況を知りたい。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
61	その他	その他	次年度の定期接種化について、おたふくかぜワクチン(MMR)等の定期化の可能性について、最新の動向があれば教えてください。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
62	その他	その他	遠方の自治体の負担軽減のため、本研修会のオンライン開催をご検討いただけませんかでしょうか。	今年度については、関東ブロックで実施する講義に関して、従事者研修会全日程終了後、11月頃より1ヶ月程度、動画配信することを予定しておりますので、ご検討のほどお願いいたします。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
63	その他	その他	RSウイルスワクチンの接種について、今後の定期接種化の見込みや現在の検討状況を教えてください。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
64	その他	その他	男性を対象としたHPVワクチンの接種について、今後の定期接種化の見込みや現在の検討状況を教えてください。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
65	その他	その他	現在、11歳以上13歳未満の者を対象に実施している二種混合(DT)を、百日咳予防のため、三種混合(DPT)で実施する予定はあるか。	現時点でお示しできるものはありません。
66	その他	その他	おたふくかぜワクチンの接種について、今後の定期接種化の見込みがあるか。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
67	その他	その他	令和7年3月13日の参議院内閣委員会において、「ワクチン再接種に係る公費助成の検討状況について伺いたい。」との質問に対し、政府から、「医療行為により免疫を消失した方に対する予防接種の再接種について、これまで2018年と2020年の2回の審議会において議論いただいた。その際、造血幹細胞移植後の再接種を予防接種法上の接種に位置付けるべきといった御意見や、治療の一環として実施するべきといった意見など、様々な御指摘をいただいている。こうした審議会での検討を踏まえて、今年度から新たに厚生労働省の調査研究事業を開始し、対象者や対象となるワクチン等について整理を行っており、その知見も踏まえ、免疫を消失した方に対する予防接種の再接種について必要な議論を更に進めていく。」と答弁されているが、現時点での造血細胞移植後のワクチン再接種に係る具体的な検討状況を御教示ください。	現時点でお示しできるものはありません。
68	その他	その他	予防接種法施行令第6条の2に基づく予防接種台帳(市町村長が有する接種記録)を電子記録する際の必須項目をご教示いただきたい。	接種記録に記載する事項は、予防接種法施行規則第3条に掲げられており、電子記録に限定した必須項目は特に定めておりません。
69	その他	その他	厚生労働省資料(第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会:資料4-3:令和元年12月23日)では、予防接種台帳は「予防接種の種類、接種年月日、接種医師名等」を記録との記載がありますが、自治体が予防接種台帳を作成する場合、電子記録の必須項目以外は予診票原本(紙)を予防接種台帳として取り扱ってよろしいか。	電子記録の項目にかかわらず、予診票原本(紙)を台帳として取り扱うことは妨げません。
70	その他	その他	2024.9.4第27回厚生科学審議会においてRSウイルス予防として母子免疫ワクチン及び抗体製剤の投与が議論されたが、定期化に向けての新しい情報を伺いたい	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
71	その他	その他	2024.9.4第27回厚生科学審議会において抗体製剤の投与が審議されているが、定期予防接種(健康被害等の取り扱い)とし検討されているか	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。

◎令和7年度予防接種従事者研修会事前質問票回答

本票は令和7年8月22日時点の情報に基づき作成しています。
また、短期間で多くのご質問への回答を作成する都合上、
表現の不統一等がございますが、ご理解ください。

ワクチン		その他		
NO	ワクチン種別	選択肢	具体的な質問内容	回答
72	その他	その他	2024年12月にインフルエンザ高用量ワクチンの国内製造販売が承認されたが定期接種に使用される動きはあるか	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
73	その他	その他	やむを得ない事情により自治体判断と示されているものが多いが、近隣自治体との考え方の違いで医療機関に混乱が生じる場合がある。具体的な基準を示していただくことはできないか。(接種間隔や交互接種の可否、間違い接種に該当するかしないか、重篤な間違いが否かなど)	定期接種制度は予防接種法に基づき、市町村の自治事務とされており、国からも必要な基準や技術的助言をお示ししているところです。ご不明な点があれば、個別にお問い合わせください。
74	その他	その他	RSウイルス感染症については、乳児が感染すると肺炎等重症化も心配されるため、妊婦へのワクチン接種を実施している医療機関もあるようですが、今後の定期接種化の検討状況等、国の動きを知りたい	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
75	その他	その他	「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」で評価書の更新を行ったところであるが、「法令上の根拠」の記載内容が自治体ごとに差があり統一されていない。自治体条例以外は同じ根拠のもとで情報提供・照会を行っているはずなので、テンプレートの提示を行ってほしい。	お尋ねの意味するところがわかりかねます。
76	その他	その他	標準化の先行実施を行った自治体の導入・運用状況を共有してほしい。 ・医療機関との連携 ・PMH(将来的には予予・請求システム)との連携 ・ガバメントクラウドの利用状況(契約内容や料金等) ・PIAの記載内容	予防接種事務デジタル化の先行実施事業において、医療機関は、民間アプリ(タブレット等)を活用してPMHと情報連携をしています。自治体は、健康管理システム1.1版又は2.0版を導入し、PMHと情報連携をしています。現時点でガバメントクラウドについては利用している自治体があるとは聞いていません。PIAについては先行実施自治体向けに雛型を作成し対応いただいています。
77	その他	その他	おたふくかぜについて、定期接種の予定はあるのか。	定期接種化について、現時点でお示しできるものはありません。
78	その他	その他	予防接種と同時に診療を行う場合、公費接種には初診料や再診料が算定されているため、診療報酬に係る初診料・再診料は算定できないとされている。一方で、乳児の場合、定期予防接種の同時接種を実施することが多い。接種費用に区別をつけるのは実務上困難なため行えないが、診療報酬ではないため、重複計上に該当はしないという認識でよいか。また、乳児健診等と同日に予防接種を行う場合もあるが、同様に、重複計上に該当しないという認識でよいか。	重複計上に関して、予防接種課はお答え出来る立場にありません。
79	その他	その他	標準的な接種費用について、新型コロナウイルスワクチンと帯状疱疹に係る2種類のワクチンは来年度以降も示される予定か。来年度以降も示されるならば、この3種類だけが示される理由を伺いたい。また、他のワクチンも含め普通交付税の基礎数値となっている標準的な接種費用が示されない理由についてご教示いただきたい。	標準的な接種費用について、定期接種化が初年度であること等を踏まえ、お示したのですが、来年度の取扱いは未定です。定期接種から一定程度時間が経過したワクチンについては、日頃から予防接種事務を行っている市区町村の方が詳しいことから、国から改めて価格をお知らせする必要性に乏しいと考えています。
80	その他	その他	自治体の翌年度予算作成は秋ごろに実施するため、制度改正や定期接種の追加を冬に示されても予算計上ができない。制度改正等を行う場合は、予算作成に間に合うよう夏ごろまでには示していただきたいと強く要望する。	市町村において、準備期間を十分に取る事ができるよう、極力、早期にお示しすべく努力しているところですが、国の予算編成時期等を踏まえ対応は困難であることをご理解いただきたい。